

# 官報

号外 昭和六十三年十二月二十日

○第百十二回 衆議院会議録 第二十一号

昭和六十三年十二月二十日(火曜日)

議事日程 第十七号  
昭和六十三年十二月二十日

正午開議

第一 日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○本日の会議に付した案件

土井たか子君の故議員三木武夫君に対する追悼演説

官報(号外)

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

第一 日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際化と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十一号 故議員三木武夫君に対する追悼演説

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会に置かれる機関の休日にに関する法律案(議院運営委員長提出)

法律案(内閣提出)

○土井たか子君 「議会の子」として本院に五十年有半の長きにわたって在職された三木武夫先生は、去る十一月十四日、御闕病むなしく逝去されました。

私は、皆様の御賛同を得て、議員一同を代表し、全国民の前に謹んで追悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

ただいま私は、この壇上に立ちまして、一つの議席が空席になり、そこに真っ白いカーネーションの花があるのを、万感胸に迫る思いで見詰めることができます。日本政治にとりまして、何と大ききな、余りにも大きな空席でありましょうか。この席のあるのは、生涯を通じて、世界の平和への貢献を目指され、政界の浄化に挺身されました。今も、耳を澄ませば、あのつやと張りのある声で現在の政治を憂え、しかる数々の言葉があの議席から聞こえてくるような思いがいたします。

その声は、党派を超えて、私たち後輩議員の政治净化に対する努力が足りないと悲しんでもおられます。私は、ここで、今の政治の中に三木先生の魂を生かすべく真剣に取り組むことを皆様とともに厳粛にお誓いしたいと存じます。(拍手)それこそが、今は亡き三木武夫先生のみたまたさ

午後零時一分開議  
○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

故議員三木武夫君に対する追悼演説

○議長(原健三郎君) 去る十一月十四日逝去されました議員三木武夫君に対し弔意を表するため、

土井たか子君から発言を求められております。これを許します。土井たか子君。

【土井たか子君登壇】  
「土井たか子君登壇」  
○土井たか子君 「議会の子」として本院に五十年有半の長きにわたって在職された三木武夫先生は、去る十一月十四日、御闕病むなしく逝去されました。

私は、皆様の御賛同を得て、議員一同を代表し、全国民の前に謹んで追悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

ただいま私は、この壇上に立ちまして、一つの議席が空席になり、そこに真っ白いカーネーションの花があるのを、万感胸に迫る思いで見詰めることができます。日本政治にとりまして、何と大ききな、余りにも大きな空席でありましょうか。この席のあるのは、生涯を通じて、世界の平和への貢献を目指され、政界の浄化に挺身されました。今も、耳を澄ませば、あのつやと張りのある声で現在の政治を憂え、しかる数々の言葉があの議席から聞こえてくるような思いがいたします。

その声は、党派を超えて、私たち後輩議員の政治净化に対する努力が足りないと悲しんでもおられます。私は、ここで、今の政治の中に三木先生の魂を生かすべく真剣に取り組むことを皆様とともに厳粛にお誓いしたいと存じます。(拍手)

それこそが、今は亡き三木武夫先生のみたまたさ

さげる本当の花束であると信じるからであります。

三木先生は、明治四十年三月に徳島県板野郡御所村、現在の土成町に生まれ、徳島県立徳島商業から、今は兵庫県立尼崎北高等学校となりました。

中外商業に転じ、明治大学法科に学ばれました。在学中に一年三ヶ月にわたって欧米を旅行され、

一たん帰國後、昭和七年から四年間米国に留学され、アメリカン大学を卒業、マスター・オブ・

アーツの資格を得られ、後、改めて明治大学を優秀な成績で御卒業になりました。

既に徳島商業在学中に全校ストライキを指導、放校処分を受けておられます。それは野球部の資金集めに絡んだ学校当局の不正を糾弾したものであります。まさに梅檀は双葉より芳しと申すべく、ここには、三木少年の後年に至るまで変わらぬ不正を憎む心と政治指導者としての資質がありありとあらわれていたのであります。

また、これから青年は国際的視野を身につけることこそが必要と痛感された先生は、昭和四年、激動期にあったヨーロッパ各国を見聞して、そこで自由のとうとさをつくづく感じられ、さら

にジーネーブで開かれていた国際連盟軍縮会議を傍聴して、フランス外相ブリアン氏の軍縮演説に深い感動を覚えられたことなどが、後年、戦時下の選舉に際して大政翼賛会の非推薦を貫く初心となつたのであります。

こうした若き日の志は真っすぐに政治家となることに向けられ、昭和十二年三月に学習を果たしたことと同時に四月の総選挙に立候補、地盤、看板、かばんの世に言う「三ばん」のうち一つさえなかつたにもかかわらず、見事に当選の栄を得られ

たのでありました。(拍手)当選の日によい満三歳と一ヵ月、当時の被選挙権ぎりぎりであります。

三木先生が初當選された昭和十二年は、日中戦争が盧溝橋で火を噴いた年であります。前年には二・二六事件が起きておりました。

三木先生は、この時代を政党政治が腐敗堕落して国民の信を失っていたときであったところ、青年将校の決起には国民の共感を呼ぶ部分もあつたとしておられました。もちろん、三木先生は青年将校の行動を是認されたではありません。政黨が腐敗して利権ばかりをあさり、内部から崩れいくとき、政治はだれに握られるか、戦前の軍部の専横は政党がみずから招き寄せたものであるといふ考えであります。それは結局、泥沼の戦争に至る道へつながっていきました。政治腐敗を正すことと戦争を防ぐこととは、こうして三木先生の政治の初心の中で見事に結び合っていたのであります。

三木先生の座右の銘が「信なくば立たず」であったことはよく知られています。政治にとって最も大切なことは、軍備を整えることではなく、食糧を満足させることでもない、何よりも人々が政治に信をおくようでなければならないという論語の教えであります。それは同時に、三木先生のこれも口癖であった「私は國民大衆を恐れる。そして私は國民大衆を信頼する」という言葉とつながっております。國民を信頼しない者がどうして國民から信頼されるでありますか。ここに民主主義者としての三木先生の眞骨頂があつたと申せるであります。

## 官報(号外)

官

報

(号外)

日中戦争から、さらに米英とも一戦を交えるにしがず、「アメリカをたたくべし」という世論が沸騰する中で、貴重な米国での体験を通じて欧米の悪化はやがて我が國を破滅に導くものと判断されたのであります。昭和十三年二月、日比谷公会堂において、あらゆる妨害にもあげず、賀川豊彦氏、菊池寛氏らとともに「日米戦うべからず」と銘打った国民大会を開催し、会場を埋め尽くした聴衆を前に堂々と非戦の論陣を展開されました。その後、金子堅太郎氏を会長とする日米同志会を結成し、両国関係を憂慮する同志とともに日米開戦反対運動の先頭に立って奮闘されたのであります。先生のこのような勇氣ある御努力も実らず、ついに我が國は不幸にして戦争への道へ突入したのであります。

敗戦の日、戦争を回避できなかつた責任をとつたことはよく知られております。政治にとって最も大切なことは、軍備を整えることではなく、食糧を満足させることでもない、何よりも人々が政治に信をおくようでなければならぬという論語の日本はあなたの御活躍を一番必要としています。そのことは、米国で学んだあなたが一番御存じのはずではないですか」と言って励まされ、辞職を思いとどまらせたのは睦子夫人であつたといふお話をお聞きしています。(拍手)まことに胸の熱くなる思いでございます。

三木先生は、戦後政治の中で、四十歳の若さで三木先生は、傍流と言わされましたにもかかわらず、金權政治を指摘されて退陣された田内閣の後を受け、党内唯一のクリーンな政治を行いうるとして、党内外の衆望を担つて、昭和四十九年、第六十六代の内閣総理大臣となられました。(拍手)三木内閣の業績は、私たち野党から見ましてもまことに目覚ましいものがありました。

その中では、何よりもまず、あのロッキード事件の解明を不退転の決意で貫き通したことと挙げなければなりません。事件発覚当時の与党の状況が決して少數党や党内少数派を率いて活躍されておりません。心ない人々はこれを「バルカン政治家」と呼び、また傍流の政治家と呼びましたが、三木先生自身は、バルカン国家とは「軍事大国」でなく、困難な国際関係の中で自らの立場を切り開く國との意味であるならば、自分は「理想を持つバル

カン政治家」であると誇らかに言わされました。また、明治時代に本来の政党をつくったのはいわゆる党人であり、後に与党の「本流」を自称する官僚の流れをくむ者こそ政党政治の中では屈居ます。(拍手)

三木内閣の足跡の中で、私といたしましては、「私人として」ではありましたものの、三木先生が昭和五十年八月十五日に靖国神社に歴代首相としては初めて参拝されたことを、ただ一つづらい気持ちで思い出します。しかし、三木先生は、翌年夏、現職首相としてこれも初めて広島と長崎の原爆祈念式典に出席されました。このことにも触れなければ、木を見て森を見ないと申すものであります。

三木内閣の足跡の中で、私といたしましては、「私人として」ではありましたものの、三木先生が昭和五十年八月十五日に靖国神社に歴代首相としては初めて参拝されたことを、ただ一つづらい気持ちで思い出します。しかし、三木先生は、翌年夏、現職首相としてこれも初めて広島と長崎の原爆祈念式典に出席されました。このことにも触れなければ、木を見て森を見ないと申すものであります。

三木先生は、アジア大事にせんやならんがまた一つの口癖であります。今は各国首脳の唱える「アジア太平洋時代」という言葉も、六〇年代の半ばに三木先生が最初に言い出されたものだと伺っております。一九七五年、三木先生の首相時代に始まった先進国首脳会議、サミットのランブイエで開かれた第一回のとき、三木先生は、済る大蔵省を説き伏せ、各國首脳に強く働きかけ、共同声明の中に南北問題を盛り込むことに成功されたと言われております。

本日、三木先生の夫人睦子さんが議場においていらっしゃいますが、夫人は現在「アジア婦人会」の会長をなさつておいでになります。この会は、アジア諸国に勤務した外交官を初めアジアに縁のある女性たちの集まりで、アジア諸国からの留学生や研修生を親睦会に招いたり、細々とした面倒を見ることをされておられるのであり

## (号外)

ます。先生が亡くなられたニュースに接するや、嘆き悲しむアジア各国の留学生からの思い出やお悔やみの手紙が後を絶たないということを承り、外交の真髓とは何かを教えられる気がいたします。(拍手)

ところで私は、三木先生につきまして私の個人的な思い出を申し述べることを皆様にお許しいただきたいと存じます。

私は三木先生と、委員会の合間や本院の食堂などで、与野党の立場を離れ、親しくもろもろの話をさせていただくことがしばしばございました。そのような会話の中で、あるとき三木先生が軍縮についての話題の中で言わされましたことが耳に残っております。

先生は、しみじみとした口調でこうおっしゃつたのであります。「土井さん、男はだめなんだよ。男は戦う歴史をつくってしまったんだからねえ。そこへいくと女の人は、武器をとって戦った歴史を持たない。戦うことは間違っているという知恵をこれから持つていい。これからは、そうした女の人の理性が政治を切り開いていく時代なんだと思ひますよ」。もちろん、これには三木先生一流の女性に対するお世辞が含まれているとは思うのであります。しかし、そこに半世紀にわたって平和のために尽くすことを大事にしてこられた先生の誠実さがあふれていたことを、私は確信をもつて思い出でることができます。

三木先生は、御家庭では決して怒らない方であつたそであります。睦子夫人によりますと、夫人はよく先生に、「あんたはいつも腹が瘦いでいる。たまには腹を立てなくちゃだめじゃない」と激励なさつたものだそうです。しかし、家

庭では物静かな三木先生の腹は、日本の政治が汚れ、世界の平和が核の脅威にさらされ続けていることにいつも立ち上がり、激しい怒りを燃やしておられたに違いありません。そして今まで、私たち日本政治の周囲には、三木先生が怒り、悲しまれる状態を示す事件が、連日のマスコミをにぎわせております。

まさに三木先生の清潔政治と平和追求の足跡は偉大であります。病床にありながらも、筆を休めることなく、政治倫理法典と選挙净化特別措置法案の草稿を練っていたことを聞き、私は、そこに政党政治家三木武夫先生の真髓を見る思いがいたのであります。(拍手)

先生が常に胸中に来し続けていたのは、國家、国民党であり、我が国議会の将来であったのではないでしょうか。今三木先生を失つたことは、ただ自民党にとってのみならず、三木先生が信を多く、これから歴史に生きる三木先生御生前の幾多の功績をたたえ、その高く清らかな御人格をしめたす。先生に学び、考え、政治の净化と平和の追求に一層の力を尽くすことを、ここに皆様とともにお誓いし、もって追悼の言葉にかえたいと存じます。

先生がその生涯をかけられた議会活動五十年の表彰は、憲政史上、尾崎豊先生に次ぐお二人目でありました。

人は皆必ず別れのときがあるとは申しましても、三木先生とのお別れは何と悲しいことであります。三木先生とのお別れは、故三木武夫先生の衆議院・内閣合同葬が、しまじょう。去る十二月五日、日本武道館において、三木武夫先生の衆議院・内閣合同葬が、しめやかにも盛大にとり行われました。議会史上初めての合同葬であります。その合同葬に内外の実参列されている姿に接して、私は心打たれたのであります。

## 三木先生の愛読された論語には、「学んで思わ

ざれば則ち固し。思つて学ばざれば則ち殆ど」という言葉がござります。三木先生から学ばなければならないことは、ただいま申し上げたことの何倍も何十倍もあるであります。学ぶべきことは多い上、そのことを考えなければ、私たちの前進はあり得ないのであります。

三木武夫先生今やなし、まさに「巨星落つ」の実感がひしひしと胸に迫つてまいります。

先生、願わくは、この国の政治の行方に、国民党の信頼を回復すべく努力する私どもに息吹を与えて、見守つてください。「議会の子」三木武夫先生がいたのであります。(拍手)

先生が常に胸中に来し続けていたのは、國家、国民党であり、我が国議会の将来であったのではないでしょうか。今三木先生を失つたことは、ただ自民党にとってのみならず、三木先生が信を多く、これから歴史に生きる三木先生御生前の幾多の功績をたたえ、その高く清らかな御人格をしめたす。先生に学び、考え、政治の净化と平和の追求に一層の力を尽くすことを、ここに皆様とともに

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

## 運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(原健三郎君) お詫びいたします。

内閣から、運輸審議会委員に平四郎君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出がありまます。右申し出のとおり同意を与えるに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) 日程第一、日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。

○議長(原健三郎君) 日程第一、日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。

○議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長原俊平君。

日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

## 〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに本院副議長文教委員長社会労働委員長外務委員長の要職につき、また國務大臣の重任にあられた正三位勲一等秋田大助君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

〔塙原俊平君登壇〕

○塙原俊平君 ただいま議題となりました日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より提出された日本放送協会の昭和六十年度の決算であります。

まず、財産目録及び貸借対照表によりますと、昭和六十年度末における資産総額は三千三百二十九億七千七百万円であります。前年度に比べ二百七十億三千三百万円の増加となつております。

これに対し、負債総額は一千五百十一億二千四百万円で、前年度に比べ百九億三千九百万円の増加となつており、また、資本総額は一千八百十八億五千三百万円でありますので、前年度に比べ百六十億九千四百万円の増加であります。

次に、損益計算書によると、昭和六十年度中の経常事業収入は三千四百七億六千三百万円、経常事業支出は三千二百五十七億五千万円で、この結果、経常事業収支差金は百五十億一千三百万円となっております。これに経常事業外収支差金等を加えますと、当期事業収支差金は百六十億九千四百万円であります。

本件には「検査の結果記述すべき意見はない。」旨の会計検査院の検査結果が添付されておりま

す。

本委員会におきましては、本件について、去る十二月十四日政府及び日本放送協会から説明を聴

取り、質疑を行い、採決の結果、本件は賛成多数

をもつて異議がないと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(原健三郎君) 一般職の職員の給与等に関する法律及び国際花博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 一般職の職員の給与等に関する法律及び国際花博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花博覽会政府代表の設置に関する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

内閣提出、一般職の職員の給与等に関する法律

及び国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花博覽会政府代表の設置に関する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

○議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長竹中修一君。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

○議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長竹中修一君。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

〔本号末尾に掲載〕

〔竹中修一君登壇〕

公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○竹中修一君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案は、本年八月四日の人事院勅令を勧告どおり実施しようとするもので、その内容は、

一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給額の改定等を行うとともに、寒冷地手当の加算額を改定しようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、内閣總理大臣、國務大臣、大使、公使及び秘書官並びに国際花博覽会政府代表等の特別職の職員について、一般職の職員の給与改定等を行おうとするものであります。

一般職の職員の給与改定等を行おうとするものであります。

一般職の職員の給与改定等を行おうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行おうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行おうとするものであります。

以上三法律案は、十一月二十二日本委員会に付託され、本日、高鳥總務局長官及び田澤防衛庁長官からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、一括して質疑を行い、これを終了いたしましたところ、日

本共産党・革新共同の柴田睦夫君外一名から、一日



議院運営委員長提出、国会に置かれる機関の休日に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 白見庄三郎君の動議に御異議はないませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

(議院運営委員長提出)  
○議長(原健三郎君) 国会に置かれる機関の休日に関する法律案を議題といたします。

○議長(原健三郎君) 国会に置かれる機関の休日に関する法律案を議題といたしました。  
委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事村岡兼造君。

○国会に置かれる機関の休日に関する法律案  
〔本号末尾に掲載〕  
○村岡兼造君 ただいま議題となりました国会に置かれる機関の休日に関する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。  
この法律案は、国会に置かれております機関につきまして、行政機関、裁判所等と同様に、週休二日制を推進することを目的として土曜閉庁方式を導入しようとするものであります。  
その内容について、概要を御説明申し上げます。

第一は、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日に開する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

二月二十九日から翌年の一月三日までの日は国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の勤務は原則として行わないものとしております。なお、国会に置かれる機関の休日においても、当該各機関が必要に応じて権限を行使し、またはその所掌事務を遂行することを妨げるものではないことを規定しております。

第二は、国会に置かれる機関に対する申し立てその他の行為の期限で一定の要件に該当するものについては、その期限である日が国会に置かれる機関の休日に当たるときは、その翌日をもつて期限とみなすことといたしております。

なお、以上のほか、附則において、この法律は行政機関の休日に関する法律施行の日から施行することといたしております。  
本案は、議院運営委員会において起草、提出されたものであります。

何ぞ、御賛同くださるようにお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。  
本案を可決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

#### 出席国務大臣

#### 出席国務大臣

法務大臣 林田悠紀夫君	運輸大臣 石原慎太郎君
郵政大臣 中山正暉君	國務大臣 田澤吉郎君
國務大臣 高鳥修君	

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。  
昭和六十二年度(出納整理期間を含む)における予算使用の状況  
第百十二回国会衆議院において採択された請願の処理経過

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和六十二年度(出納整理期間を含む)における予算使用の状況

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

行政機関の休日に関する法律

情報の保護に関する法律

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律

行政機関の休日に関する法律

行政機関の休日に関する法律

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一、去る十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律

肉用子牛生産安定等特別措置法  
遊漁船業の適正化に関する法律

官 報 (号 外)

7

## 通信委員

辞任

補欠

野中 広務君

前田 武志君

森 喜朗君

鈴木 宗男君

森 喜朗君

## 建設委員

辞任

木間 章君

辻 一彦君

## 予算委員

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

照久君

## 佐藤 一郎君

武村 正義君

塙川正十郎君

江口 一雄君

塙崎 潤君

丹羽 兵助君

古賀 正浩君

塙川正十郎君

山崎平八郎君

宮澤 喜一君

佐藤 一郎君

木部 佳昭君

片岡 武司君

川崎 二郎君

森 古賀

木村 正浩君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

## 近藤 元次君

(誰案送付)

塙崎 潤君

保岡 輿治君

丹羽 兵助君

杉浦 正健君

## (特別委員辞任及び補欠選任)

塙川正十郎君

山崎平八郎君

宮澤 喜一君

佐藤 一郎君

木部 佳昭君

片岡 武司君

川崎 二郎君

森 古賀

木村 正浩君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

## （議案送付）

塙崎 潤君

保岡 輝治君

丹羽 兵助君

杉浦 正健君

## （議案送付）

塙川正十郎君

山崎平八郎君

宮澤 喜一君

佐藤 一郎君

木部 佳昭君

片岡 武司君

川崎 二郎君

森 古賀

木村 正浩君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

## （議案送付）

塙崎 潤君

保岡 輝治君

丹羽 兵助君

杉浦 正健君

## （議案送付）

塙川正十郎君

山崎平八郎君

宮澤 喜一君

佐藤 一郎君

木部 佳昭君

片岡 武司君

川崎 二郎君

森 古賀

木村 正浩君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

（議案送付）

塙崎 潤君

保岡 輝治君

丹羽 兵助君

杉浦 正健君

## （議案送付）

塙川正十郎君

山崎平八郎君

宮澤 喜一君

佐藤 一郎君

木部 佳昭君

片岡 武司君

川崎 二郎君

森 古賀

木村 正浩君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

（議案送付）

塙崎 潤君

保岡 輝治君

丹羽 兵助君

杉浦 正健君

## （議案送付）

塙川正十郎君

山崎平八郎君

宮澤 喜一君

佐藤 一郎君

木部 佳昭君

片岡 武司君

川崎 二郎君

森 古賀

木村 正浩君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

（議案送付）

塙崎 潤君

保岡 輝治君

丹羽 兵助君

杉浦 正健君

## （議案送付）

塙川正十郎君

山崎平八郎君

宮澤 喜一君

佐藤 一郎君

木部 佳昭君

片岡 武司君

川崎 二郎君

森 古賀

木村 正浩君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

（議案送付）

塙崎 潤君

保岡 輝治君

丹羽 兵助君

杉浦 正健君

## （議案送付）

塙川正十郎君

山崎平八郎君

宮澤 喜一君

佐藤 一郎君

木部 佳昭君

片岡 武司君

川崎 二郎君

森 古賀

木村 正浩君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

辻 一彦君

木間 章君

上村千一郎君

森 喜朗君

木間 章君

木間 章君

木間 章君

木間 章君

木間 章君

木間 章君



内閣総理大臣 中曾根康弘殿

61 檢 第 465 号  
昭和61年12月8日

会計検査院長 大久保 孟圓

日本放送協会昭和60年度財産目録等の回付について  
日本放送協会昭和60年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査  
を了したのでこれを回付する。  
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

## 1 昭和60年度財産目録

財産目録

昭和61年3月31日現在

科 目	内 要 計			前 払 費 用
	摘要	金額	合計	
(資産の部)		千円	千円	
流動資産				
現金及び預金	現 金	60,262,441	60,262,441	翌年度予算関係 費
受信料未収金	受信料未収金 未引当金	14,880,722	14,880,722	翌年度受信料収 用
有価証券	受信料未収金 未引当金	11,768,997	11,768,997	その他の前払費
時 倉 品	受信料未収金 金融債、国債△ 放送記念品	8,774,000	1,985,897	長期借入金利息 ほか
		35,021,895	35,021,895	有価証券利息は か
		43,198	43,198	3,161,830
				3,321,275
				548,910
				315,938
				942,776
				255,913,861
				218,312,082
				62,538,630
				29,187,896
				75,239,131
				46,101,235
				70,973,445
				230,122,834
				159,149,589
				7,951,308
				11,090,810
				4,186,123

官 報 (号 外)

11

車両及び運搬具	中 継 車 ほ か	4,814,715	1,374,394
減価償却累計額		3,440,321	
器 具		4,161,42	
土 地			
放送衛星建設板 勘定	減価償却累計額	1,326,808	△
その他建設板 勘定	器具、事務用器 具ほか	910,666	△
無形固定資産			
無形固定資産	放送会館・放送 所敷地ほか	21,518,379	
無形固定資産	放送衛星 2 号 b、3 号	17,808,551	
無形固定資産	国際放送送信施 設ほか	6,592,287	
施設利用権	受電設備利用権 ほか	1,130,153	
出資その他の資産 長期保有有価証 券	受信料前受金 その他の流動負 債	1,087,831	
出	32,922		
出資その他の資産 長期保有有価証 券	36,471,176		
出	31,549,102		
通信・放送衛星 機器に対する出 資	前 受 収 益	179,107	
関連事業に対する 出資	前 預 り 金	44,273	
長期前払費用	仮 受 金	1,286,980	
特 定 資 產	資 本	88,803,000	
放送債券償還積 立資産	資 本	48,010,000	
	資 本	25,193,000	
	資 本	15,600,000	
	資 本	151,124,329	
	資 本	16,446,000	
	資 本	16,446,000	
機 延 資 產			
放送債券発行費	放送債券発行費 用未償却額	355,237	
	放送債券発行差 金未償却額	135,783	
		219,554	
		332,977,139	
(負 債 の 部)			
流 動 負 債			
一年以内に返済 する長期借入金			
一年以内に償還 する放送債券			
未 払 金			
受信料前受金	契約収納事務費 放送債券利息 その他の未払金	1,585,478	
その他の流動負 債	3 月分電力料ほか 翌年度分受信料 の収納額	5,217,202	
前 受 収 益	技術協力料ほか 集金委託保証金 ほか	423,157	
前 預 り 金		45,453,132	
仮 受 金		1,510,360	
固 定 負 債			
放 送 債 券			
長 期 借 入 金			
退 転 手 当 引 当 金			
負 債 合 計			

2 昭和60年度貸借対照表

貸借対照表

昭和61年3月31日現在

昭和60年度貸借対照表

貸 借 対 照 表

昭和61年3月31日現在

科 目	内 記	金 銭	額 千円	構成比 %	減価償却累計額	
					地主	放送衛星建設仮勘定
(資 産 の 部)					△ 910,666	416,142
流 現 金 及 び 預 収	金 産	金 産	△ 14,880,722		218,312,032	21,519,379
受 信 料 及 び 預 収	金 産	金 産	△ 11,776,397		17,808,551	
未 受 信 料 及 び 預 収	△ 8,774,000		△ 1,985,897		6,592,287	
有 価 貨 物	金 産	金 産	△ 35,024,895		656	
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	△ 43,198		△ 43,198		1,130,153	
其 他 の 流 産 資 資	金 産	金 産	△ 4,186,123			
取 収	△ 3,161,830		△ 3,161,830			
其 他 の 流 産 資 資	△ 972,776		△ 972,776			
固 定 資 資	△ 60,262,441		△ 60,262,441	18.1		
有 形 固 定 資 資	△ 97,601,326		△ 97,601,326			
建 構 減 価 償 却 累 計	△ 35,122,696		△ 62,538,680			
機 械 減 価 億 儉 却 累 計	△ 75,230,131		△ 46,101,235			
機 械 及 び 装 置 減 価 億 儉 却 累 計	△ 230,122,834		△ 169,149,389			
送 放 送 債 債 債 債 債	△ 19,042,118		△ 70,973,445			
減 価 億 儉 却 累 計	△ 11,090,810		△ 7,951,308			
車両 減 価 億 儉 却 累 計	△ 4,814,715					
器 器 減 価 億 儉 却 累 計	△ 3,440,321		△ 1,374,394			
(負 債 の 部)						
流 動 負 債						
一年以内に返済する長期借入金					4,007,000	
一年以内に償還する放送債券					4,120,000	
未 払 金					7,225,837	
未 受 信 料					45,488,132	
前 受 金						

その他の流动負債合計	1,510,360	
固定送期手当負債の本部	151,124,329	45.4
承継資産充当資本	147,698,134	26.7
繰り越事業収支差金	163,375	45.4
当期事業資本合計	147,594,759	
積立余差金	18,060,595	
本本金計	18,060,595	
本本金計	16,094,081	
当期事業資本合計	181,382,810	54.6
資本合計	32,977,139	100.0

## 3 昭和60年度損益計算書

## 損益計算書

昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで

科 目	金 額
経常事業収入	千円 340,762,501
受信料	387,030,493
交付金収入	1,243,209
総 収 入	2,488,799

経常事業外収入	7,183,785
財務収入	6,780,449
維持収入	413,336
経常事業外支出	5,274,029
財務費	5,274,029
経常事業外收支差金	1,919,756
経常収支差金	8,354,000
資本支出充当金	8,578,127
当期剰余金	514,339
特別取入	469,300
固定資産売却益	37,140
固定資産受贈益	7,889
過年度損益修正益	

(1) 財産目録及び貸借対照表  
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

取 支 支 出 その他の特別支出	特 別 支 出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	1,352,385
当期事業収支差金	702,006	
資本支出充當	142,980	
当期事業収支差金	107,389	
事業収支差金	400,000	
		16,084,981
当期事業収支差金	8,354,000	
		7,740,081

## 4. 昭和60年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

## 1. 決算概説

日本放送協会は、昭和60年度において、昭和59年度を初年度とする3か年の経営計画の第2年度として、ニッヌーメディア時代における新しい放送の実用化等の事業を重点的に進めるとともに、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施により、国民生活の充実向上に貢献するよう努めた。

当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額3,329億7,713万9千円に対し、負債総額1,511億2,432万9千円であり、資本総額は1,818億5,281万円で、このうち当期事業収支差金は160億9,408万1千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収支差金は150億1,237万1千円であり、経常事業支出は3,257億5,013万円で、差し引き経常事業収支差金は169億3,212万7千円である。

これに特別収入5億1,433万9千円を加え、特別支出13億5,238万5千円を差し引いた当期事業収支差金は、160億9,408万1千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充當は88億5,400万円、事業収支差金は77億4,008万1千円である。

なお、この事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

2. 資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

資 産	区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
現金及び預 金 受信料未收 金 券	現金及び預 金 受信料未收 金 券	11,772,178	14,880,722	3,108,544
有 価 證 券	有 価 證 券	2,156,183	1,995,897	△ 160,286
貯 蔵 品	貯 蔵 品	28,840,376	35,021,895	6,181,519
前 払 費	前 払 費	54,255	43,198	△ 11,057
用 品	用 品	5,289,337	4,186,128	△ 1,103,214
收 金	收 金	3,480,574	3,161,880	△ 318,744
その他の流動資産	その他の流動資産	1,014,606	972,776	△ 41,830
流動資産合計	流動資産合計	(17,2) 52,607,509	(18,1) 60,282,441	7,654,932
有形固定資産	有形固定資産	200,913,501	218,312,082	17,398,581
建 構 機 械 及 び 装 備	建 構 機 械 及 び 装 備	61,259,939	62,558,630	1,278,681
放 送 器 材 具 地	放 送 器 材 具 地	29,652,653	29,137,896	△ 514,757
車両及び運搬 器	車両及び運搬 器	59,295,939	70,973,445	11,677,506
土	土	12,601,122	7,951,308	△ 4,649,814
放送衛星建設仮勘定	放送衛星建設仮勘定	1,182,422	1,374,394	191,972
その他の建設仮勘定	その他の建設仮勘定	408,249	416,142	7,898
無形固定資産	無形固定資産	21,247,838	21,510,379	271,541
出資その他の資産	出資その他の資産	14,258,098	17,308,551	3,550,453
長期保有有価証券	長期保有有価証券	1,007,241	6,592,287	5,585,046
出	出	1,091,214	1,130,153	38,939
		34,213,210	36,471,176	2,197,966
		32,967,021	31,549,102	△ 1,417,919
		1,272,042	90,000	

## (本邦) 資産

長期前払費用	34,147	3,560,032	3,525,385			
固定資産合計	(77,2)	(76,9)	19,635,436			
特放送債券償還積立資産	(5,5)	(4,9)	227,000			
放送債券発行費	157,241	135,783	△ 21,458			
放送債券発行差金	227,950	219,554	△ 8,396			
繰延資産合計	(0,1)	(0,1)	29,854			
資産合計	305,943,625	(100,0)	27,033,514			
一年以内に返済する長期債券	2,876,400	4,007,400	1,131,000			
未払金	5,440,000	4,120,000	△ 1,320,000			
受信料前受金	7,886,305	7,225,837	△ 673,468			
その他の流動負債	43,064,950	45,458,132	2,393,182			
流动負債合計	1,540,641	1,510,360	△ 30,281			
放送債券	60,820,396	(19,9)	62,321,329			
長期借入金	46,130,000	48,010,000	1,880,000			
退職手当引当金	17,884,000	25,193,000	7,309,000			
固定負債合計	15,350,000	15,600,000	250,000			
負債合計	79,384,000	(25,9)	88,803,000			
資本	139,643,134	147,693,134	8,055,000			
資本繰延資本	163,375	163,375	0			
固定資産充当資本	139,473,759	147,534,759	8,055,000			
資本分	昭和 59 年度末	昭和 60 年度末	増減			
区 分	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	増減	
流动資産	52,607,509	17.2	60,262,441	18.1	7,654,932	
固定資産	236,277,925	77.2	255,913,361	76.9	19,635,436	
繰延資産	16,673,000	5.5	16,446,000	4.9	△ 227,000	
合 計	305,943,625	100.0	332,977,139	100.0	27,033,514	
区 分	昭和 59 年度末	昭和 60 年度末	増減			
現金及び預金	11,772,178	14,880,722	3,108,544			
受信料未収金	2,156,188	1,965,897	△ 160,286			
有価証券	28,840,376	35,021,896	6,181,519			

（注）（ ）内は、資産合計及び負債資本合計を 100 とした構成比率(%)である。  
 テ 資産の部  
 当年度末の資産総額は、前年度末の 3,059 億 4,362 万 5 千円に比べ 270 億 3,251 万 4 千円増加し、3,329 億 7,713 万 9 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

## (外) 号 写

貯 �藏 品	54,255	43,198	△	11,057
前 払 費 用	5,289,337	4,186,123	△	1,103,214
未 収 収 金	3,480,574	3,161,830	△	318,744
その他の流動資産	1,014,606	972,776	△	41,830
合 計	52,607,509	60,262,441		7,654,932

注1 現金及び預金

(単位 千円)

区 分	金 領	摘要
現 金	88,266	
預 金	14,792,456	銀行預金、郵便振替ほか
合 計	14,880,722	

注2 受信料未収金

(単位 千円)

区 分	金 領	摘要
受信料未収金	11,769,897	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△ 9,774,000	翌年度における収納不能見越額
合 計	1,995,897	

注3 有価証券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得額	貸借対照表上額	摘要
金融債	12,052,244	12,052,244	12,052,244	長期信用債券ほか
国債	12,963,000	13,629,720	13,629,720	
政府保証債	400,000	396,000	396,000	公営企業債券ほか

注4 貯蔵品

(単位 千円)

電 信 電 話 債 債	2,944,415	2,906,404	2,906,494
事 業 債 債	1,000,000	982,500	982,500
外 債 債	千米ドル 25,000	5,044,937	5,044,937
合 計	千米ドル 25,000	35,021,895	35,021,895

注5 前払費用

(単位 千円)

区 分	金 領	摘要
翌年度番組関係費	3,321,275	翌年度放送テレビ番組「いのち」等番組制作経費
長期借入金利息	548,910	受信料前受金に対応する収納事務費
その他の前払費用	219,660	長期借入金の翌年度分利息
合 計	96,338	営業所等翌年度分賃借料ほか

注6 未収金

(単位 千円)

区 分	金 領	摘要
有価証券等利息	1,042,949	金融債等の当年度分利息
その他の未収金	2,118,881	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合 計	3,161,830	

注7 その他の流動資産

(単位 千円)

区分	金額	摘要
差入保証金	821,780	建物賃借保証金ほか
払込金	150,996	諸立替払金
合計	972,776	

(4) 固定資産

(単位 千円)

区分	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	減価償却額	累計差引当年度末残高
有形固定資産						
建築物	44,0527,473	48,075,967	14,476,291	47,147,149	25,815,117	213,312,032
機械及び装置	94,627,556	3,543,894	510,124	97,661,326	35,122,696	62,558,630
放送衛星	72,903,238	3,647,568	1,311,670	75,239,131	46,101,235	29,137,896
車両及び運搬工具	211,677,592	30,086,989	11,641,747	230,122,834	159,149,389	70,973,445
器	19,042,118	0	0	19,042,118	11,000,810	7,951,308
土	4,472,653	653,118	311,056	4,814,715	3,440,321	1,374,394
放送衛星建設販売	1,291,144	73,862	38,198	1,326,808	910,666	416,142
定期	21,247,838	298,603	27,062	21,519,379	—	21,519,379
その他建設販売	14,258,098	3,550,453	0	17,808,551	—	17,808,551
無形固定資産	1,007,241	6,221,480	636,434	6,562,287	—	6,592,287
(有形・無形固定資産)	2,295,125	169,165	73,040	2,381,250	1,281,097	1,130,153
出資その他の資産	442,822,598	48,245,132	14,549,831	476,518,399	257,076,214	219,442,185
長期保有有価証券	34,273,210	3,622,453	1,424,487	36,471,176	—	36,471,176
出資	32,967,021	—	1,417,919	31,549,102	—	31,549,102
長期前払費用	1,272,042	90,000	—	1,362,042	—	1,362,042
合計	34,147	3,552,453	6,568	3,560,032	—	3,560,032
	477,095,808	51,887,585	15,973,818	512,989,575	267,076,214	255,913,361

(外) 錦町

注1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、47,557,085千円であり、その内容は次のとおりである。

F.M.放送3局の開設、放送装置の更新等)

番組設備の整備(地域放送充実のための機器の整備等)

研究設備等の整備(研究開発設備の整備、事務機器の整備等)

当年度末のその他の建設販売勘定残高 6,592,287千円の内容は、国際放送送信施設整備

研究設備等の整備(研究開発設備の整備、事務機器の整備等)

当年度末の無形固定資産残高 11,30,153千円の内容は、受電設備利用権等施設利用権

1,097,831千円、地上権 32,322千円である。

注2 5,233,466千円、放送用テーブ自働倉庫更新等 1,358,821千円である。

注3 当年度末の長期前払費用残高 3,560,032千円の内容は、放送衛星保険料 3,520,785千円、放

送所敷地賃料等 29,247千円である。

注4 当年度末の長期保有有価証券

送所敷地賃料等 29,247千円である。

注5 長期保有有価証券

(単位 千円)

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要	要
金融	9,563,906	9,563,906	9,563,906	長期信用債券ほか	
政府	7,700,000	7,622,321	7,622,321	公営企業債券ほか	
通信	5,900,000	5,829,000	5,829,000	公営企業債券ほか	
電話	4,800,000	4,762,250	4,762,250	電力債券	
事業	3,800,000	3,771,625	3,771,625	電力債券	
合計	31,763,906	31,549,102	31,549,102		

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

(単位 千円)

出資先	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	一株の金額	当年度末株式数
通信・放送衛星機構	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
関連事業に対する出資	144,500	90,000	0	234,500	—	—
(株) NHK放送情報サービス	20,000	60,000	0	80,000	50,000円	1,600株
合計	477,095,808	51,887,585	15,973,818	512,989,575	267,076,214	255,913,361

(外) 報 告

株式会社NHK美術センター	8,000	0	0	8,000	500円	16,000株
株式会社日本放送出版協会	6,500	0	0	6,500	50円	130,000株
株式会社全日本テレビサービス	5,000	0	0	5,000	500円	10,000株
株式会社NHKテクニカルサービス	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
株式会社キャブティンサークル	2,000	0	0	2,000	50,000円	40株
株式会社NHKエンタープライズ	55,000	0	0	55,000	50,000円	1,100株
株式会社日本ビデオ	22,000	0	0	22,000	50,000円	440株
株式会社日本文字放送	0	20,000	0	20,000	50,000円	400株
株式会社近畿文字放送	0	10,000	0	10,000	50,000円	200株
合 計	1,272,042	90,000	01,362,042	—	—	—

(b) 特定資産  
上記出資は、放送法第9条の3に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

(c) 流動負債  
は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭 和 60 年 度		合 計
		増	減	
放送債券積立資産	16,673,000	5,213,000	5,440,000	16,446,000

(d) 繰延資産  
翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の3億8,519万1千円に比べ2,985万4千円減少し、3億5,533万7千円となり、その内容は次表のとおりである。(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減	合 計
放送債券発行費	157,241	135,783	△ 21,458	
放送債券発行差金	227,950	219,554	△ 8,396	
合 計	385,191	355,337	△ 29,854	

イ 負 債 の 部  
当年度末の負債総額は、前年度末の1,401億8,489万6千円に比べ109億3,943万3千円増加し、1,511億2,432万9千円となり、その内容は次表のとおりである。(単位 千円)

区 分	昭和59 年度末	昭和60 年度末	増 減
金 額	構成比率(%)	金 額	構成比率(%)
流動負債	60,820,896	43.4	62,321,329
固定負債	79,364,000	56.6	88,803,000
合 計	140,184,896	100.0	151,124,329

(e) 流動負債  
当年度末の流動負債は、前年度末の608億2,089万6千円に比べ15億43万3千円増加し、623億2,132万9千円となり、その内容は次表のとおりである。(単位 千円)

区 分	昭和59 年度末	昭和60 年度末	増 減
金 額	構成比率(%)	金 額	構成比率(%)
一年以内に返済する長期借入金	2,876,000	4,007,000	1,131,000
一年以内に償還する放送債券未払本金	5,440,000	4,120,000	△ 1,320,000
受信料前受金	7,899,305	7,225,837	△ 673,468
その他の流動負債	43,064,950	45,458,132	2,393,182
合 計	154,061	1,510,360	△ 30,281

注1 未 払 金  
(単位 千円)

区 分	金 額	構 成 要 求
契約収納事務費	1,585,478	3月分受信料取次・受信料収納
放送債券利息	423,157	放送債券の当年度分利息
その他の未払金	5,217,202	3月分電力料ほか
合 計	7,225,837	

## (外) 報

## 注2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 额	摘 要
受 信 料 前 受 金	45,458,132	翌年度分受信料の収納額 (単位 千円)
区 分	金 额	摘 要
前 受 収 益	178,107	技術協力料ほか
預 金	44,273	集金委託保証金ほか
板 受 金	1,298,980	源泉徴収所得税ほか
合 計	1,510,960	

## (4) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の793億6,400万円に比べ94億3,900万円増加し、888億300万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	增 減
放 送 債 券	46,130,000	48,010,000	1,880,000
長 期 借 入 金	17,884,000	25,193,000	7,309,000
退 職 手 当 引 当 金	15,350,000	15,800,000	250,000
合 計	79,364,000	88,803,000	9,439,000

(単位 千円)

## (5) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,657億5,872万9千円に比べ160億9,408万1千円増加し、1,818億5,281万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	增 減
資 積 本 金	139,642,134	147,698,134	8,055,000
立 金	443,574	18,060,595	17,617,021
当 期 事 業 収 支 差 金	25,672,021	16,094,081	△ 9,577,940
合 計	165,758,729	181,852,810	16,094,081

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末		昭 和 60 年 度	
	発 行 額	償 還 額	組 合 額	年 度 末
固定負債・放送債券	45,130,000	6,000,000	— △ 4,120,000	48,010,000
流動負債・一年以内に償還する放送債券	5,440,000	—	5,440,000	4,120,000
合 計	51,570,000	6,000,000	5,440,000	— 52,130,000

## 注2 長期借入金

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末		昭 和 60 年 度	
	借 入 額	返 済 額	組 合 額	年 度 末
固定負債・長期借入金に返済する長期借入金	17,884,000	11,316,000	— △ 4,007,000	25,193,000
合 計	20,760,000	11,316,000	2,876,000	— 29,200,000

承認資本は、旧社団法人日本放送協会から承認した純資産である。

固定資産充当資本は、固定資産の再評価益を資本に組み入れたものの累積額である。

当年度末の固定資産充当資本は1,475億3,415万9千円であり、その内容は次のとおりである。

**固定資産再評価益の資本組み入れ額**

資本支出充当累積額	30億8,857万7千円
1,444億4,618万2千円	

なお、当年度末の固定資産充当資本の増加80億5,500万円は、前年度の当期事業収支差金のうち、資本支出に充当した額を組み入れたものである。

(1) 積立金

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
総 越 刺 余 金	443,574	18,060,595	17,617,021

過年度の当期事業収支差金のうち、固定資産充当資本組み入れ額を除いたものである。

当年度末の総越刺余金180億6,059万5千円は、前年度末の総越刺余金4億4,357万4千円に、前年度の当期事業収支差金のうち、翌年度以降の財政安定のために繰り越した176億1,702万1千円を繰り入れたものである。

(2) 当期事業収支差金

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
当期事業収支差金	25,672,021	16,094,081	△ 9,577,940

当年度末の当期事業収支差金は160億9,408万1千円であり、このうち、83億5,400万円は資本支出に充當し、77億4,008万1千円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(外 取 収)

(2) 損益計算書  
(比較損益計算書)

(単位 千円)

区分	昭和59年度	昭和60年度	増減
経常事業収入	(100,0) 336,113,722	(100,0) 340,762,501	4,648,779
受信料	332,591,161	337,980,493	4,439,332
交付金収入	1,264,644	1,243,209	△ 21,435
副次収入	2,257,917	2,488,799	230,882
経常事業支出	(93,3) 313,598,529	(95,6) 325,750,130	12,151,601
国内放送費	85,681,633	86,476,638	3,795,005
国際放送費	2,301,282	2,329,662	28,380
契約収納費	34,565,116	35,007,630	532,514
受信料対策費	1,242,846	1,205,604	37,242
報費	1,531,925	1,575,818	43,893
調査研究費	3,547,674	3,304,620	266,946
給与	107,409,144	111,794,597	4,385,453
退職手当・厚生費	32,461,008	32,728,995	267,992
一般管理費	7,511,144	8,814,475	1,303,331
減価償却費	27,701,762	29,148,091	1,446,329
未収受信料欠損償却費	8,645,000	9,774,000	129,000
経常事業収支差金	(6,7) 22,515,193	(4,4) 15,012,371	△ 7,502,822
経常事業外収入	(18) 6,240,302	(21) 7,198,785	953,483
財務収入	5,441,596	6,780,449	1,338,853
収入	798,706	413,336	△ 385,370

外 受 取 支	経常事業外支出	(15) 5,072,213	(15) 5,274,029	201,816
財 務 費	経常事業外取支差金	5,072,213	5,274,029	201,816
資本支出充當	経常事業外取支差金	1,168,089	1,919,756	751,667
当期剰余金	経常事業外取支差金	23,683,282	16,932,127	6,751,155
特別収入	経常事業外取支差金	2,701,426	514,339	2,187,087
固定資産売却益 通年度損益修正益	固定資産受贈益	2,365,736 24,890 310,800	469,300 37,140 7,899	1,896,436 12,250 302,901
特別支出	固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	(0.2) 559,914 152,773 0	(0.4) 1,352,385 702,003 142,990 107,389	639,638 142,092 9,783 107,389
当期事業取支差金	当期事業取支差金	25,672,021	16,094,081	9,577,940
事業取支剰余金	事業取支剰余金	8,055,000	8,354,000	299,000
(注) ( )内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。	ア 経常事業収支	9,617,021	7,740,081	9,876,940

経常事業収入3,407億6,250万1千円に対し、経常事業支出は3,257億5,013万円であり、差し引き経常事業収支差金は150億1,237万1千円である。  
なお、前年度の経常事業収入3,361億1,372万2千円、経常事業支出3,135億9,382万9千円に比較すれば、経常事業収入は46億4,877万9千円、経常事業支出は121億5,160万1千円の増加である。

ア 経常事業収入  
経常事業収入の増加は、主として受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和59年度	昭和60年度	増減
普通受信料	カ ラ ー 受信料	14,096,905	13,484,961	△ 611,944
合計		332,591,161	337,030,493	4,439,332
合				21,435

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区	分	昭和59年度	昭和60年度
普通契約	年 増 年 度	2,011	1,914
カラーテlevision契約	年 増 年 度	97	88
年 增 年 度	1,914	1,826	

年 增 年 度	初 頭 加 末	年 增 年 度	初 頭 加 末	年 增 年 度	初 頭 加 末
普通契約					
カラーテlevision契約					
年 增 年 度	27,925	349	28,274	527	28,801
年 增 年 度	29,636	252	30,188	439	30,627

## 注2 交付金収入

				(単位 千円)	
区 分	昭和 59 年度	昭和 60 年度	増 減		
国際放送関係交付金	1,255,533	1,239,834	△ 15,699	7,611,144	8,814,476
選舉放送関係交付金	9,111	3,375	△ 5,736	27,701,762	29,148,091
合 計	1,264,644	1,243,209	△ 21,435	9,645,000	9,774,000

## 注3 副次収入

				(単位 千円)	
区 分	昭和 59 年度	昭和 60 年度	増 減		
放送番組の多角的活用	368,464	429,783	61,322	57,970,211	59,457,274
放送番組テキストの出版	863,120	1,179,240	316,120	20,239,127	22,071,354
技術能力・特許実施許諾	464,364	407,322	△ 57,042	7,472,295	7,948,010
NHKホール外部利用	251,338	310,927	59,589	89,476,638	91,755,005
素 材 提 供 等	310,631	161,524	△ 149,107		
合 計	2,257,917	2,488,790	230,882		

## (1) 経常事業支出

昭和 60 年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

				(単位 千円)	
区 分	昭和 59 年度	昭和 60 年度	増 減		
番組費用	1,121,556	1,131,786	10,230		
技術運用費	109,014	177,467	68,453		
通信施設費	1,070,712	1,020,409	△ 50,303		
合 計	2,301,282	2,329,662	28,380		

## 注3 契約収納費

				(単位 千円)	
区 分	昭和 59 年度	昭和 60 年度	増 減		
国 内 放 送 費	85,681,633	89,476,633	3,795,005	3,125,434	3,474,770
国 际 放 送 費	2,301,282	2,329,662	28,380	24,690,561	24,968,028
契 約 収 納 費	34,565,116	35,097,630	532,514	6,749,121	6,629,832
信 息 対 策 費	1,242,846	1,205,604	△ 37,242		
合 計	1,531,925	1,575,818	43,893	34,565,116	35,097,630

報 (号外)

注4 受信対策費

区 分	昭和 59 年度	昭和 60 年度	増 減
受 信 改 善 費	329,366	235,105	△ 94,261
受 信 対 策 推 進 費	913,480	970,499	57,019
合 计	1,242,846	1,205,604	△ 37,242
主5 広 報 費			
区 分	昭和 59 年度	昭和 60 年度	増 減
視聴者意向収集費	827,959	815,707	△ 12,252
広 報 推 進 費	703,966	760,111	56,145
合 计	1,531,925	1,575,818	43,893

注6 調查研究費

区 分		昭和 59 年度	昭和 60 年度	増 減
給 与		(単位 千円)		
番組調査研究費 技術研究費		836,373 2,711,301	897,597 2,907,028	61,224 195,722
合 計		3,547,674	3,804,620	256,946

注 8 費生厚・主職退職

区 分	昭和 59 年 度	昭 和 60 年 度	増 減
退職手当・厚生費	32,461,003	32,728,995	267,992
上記昭和 60 年度退職手当・厚生費の内容は、厚生保健費 175 億 6,942 万 4 千円、退職手当 151 億 6,897 万 1 千円である。			
注 9 一般管理費 (単位 千円)			
区 分	昭和 59 年 度	昭 和 60 年 度	増 減
一般管理費	7,611,144	8,814,475	1,303,331

注10 減価償却費

上記昭和60年度一般管理費の内訳は、施設管理費50億7,841万1千円、職員管理費その他37億3,606万4千円である。

注7 紿  
与

（単位 千円）						
		減				
	61,224	195,722	256,946			
有形固定資産	428,206,932	29,021,085	255,815,117	172,391,815	59.7%	
建物	97,661,326	2,187,085	35,122,636	62,538,630	36.0	
構築物	75,239,131	4,046,465	45,101,235	29,137,896	61.3	
機械及び装置	230,122,884	17,640,634	158,149,389	70,973,445	69.2	
放送衛星	19,042,118	4,649,814	11,090,810	7,951,308	58.2	
車両及び運搬具	4,814,715	438,549	3,440,321	1,374,394	71.5	
(単位 千円)						

上記昭和60年度給与の内容は、職員給与1,115億6,696万5千円、常勤労働員報酬2億2,163万2千円である。

昭和六十年度財政年報 第二回補正予算案及び現行計画並びに回収計画

監査人

(外) 動 質

ウ 特別 収支

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械及び装置・放送衛星・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ 経常事業外収支

経常事業外収入は71億9,378万5千円であり、経常事業外支出は52億7,402万9千円であり、差引経常事業外収支差金は19億1,975万6千円である。その内容は次表のとおりである。

（ア） 経常事業外収入

				(単位 千円)
区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減	
財務収入	5,441,596	6,780,449	1,338,853	
雜 収 入	798,706	413,336 △	385,370	
合 計	6,240,302	7,193,785	953,483	

注 財務収入

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減	
受取利息	5,439,416	6,778,369	1,338,953	
受取配当金	2,180	2,080 △	100	
合 計	5,441,596	6,780,449	953,483	

（イ） 経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	昭和59年度	昭和60年度	増 減	
財務費	5,072,213	5,274,029	201,816	
支払利息	4,785,830	4,996,241	210,411	
放送債券発行償還経費	286,383	277,788 △	8,595	

（イ） 特別 収入

区 分	金額	摘要	要
固定資産売却益	469,300		
固定資産受贈益	37,140	固定資産の造成による評価益	

（ア） 特別 支出

(単位 千円)

区 分	金額	摘要	要
固定資産売却損	702,008		
固定資産除却損	142,980		
過年度損益修正損	107,389	昭和59年度分未収受信料欠損額確定に伴う 修正損	
その他の特別支出	400,000	財団法人NHK放送研修センターへの出損	
合 計	1,352,385		

（イ） 当期事業収支差金

経常事業収支差金150億1,237万1千円に経常事業外収支差金19億1,975万6千円を加えた

経常収支差金は169億3,212万7千円である。これに、特別収入5億1,433万9千円を加え、特別支出13億5,238万5千円を差し引いた当期事業収支差金は160億9,408万1千円であり、これは資本支出充当83億5,400万円及び事業収支剩余金77億4,008万1千円である。なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

3 主たる設備の状況  
当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区分	土地		建物		機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面積	金額	面積	金額				
放送会館 (うち、放送センター)	353,558 (82,350)	10,674,005 (5,079,586)	521,137 (198,087)	40,007,778 (19,151,107)	49,317,446 (19,792,491)	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円	3,111,378 (0)	103,110,602 (44,858,670)
テレビジョン放送所	564,068	582,854	50,887	3,618,541	18,238,418	0	8,197,880	25,657,703
ラジオ放送所	2,169,784	6,402,028	40,920	5,086,712	6,324,034	0	4,167,049	21,979,823
テレビジョン共同受信施設	0	0	0	0	0	0	14,638,948	14,638,948
放送衛星	0	0	0	0	0	0	7,951,308	7,951,308
その他の施設	2,251,290	3,860,432	272,398	13,825,599	2,083,547	0	813,172	20,592,810
合計	5,358,700	21,518,379	865,322	62,528,650	70,973,445	7,951,308	30,928,432	198,911,194

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化調査研究所、通信部等である。  
注2 その他の固定資産は機器物・車両及び運搬具・器具である。

(次) 収支(金)

4 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

5 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

6 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

7 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

8 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

9 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

10 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

11 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

12 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

13 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

14 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

16 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

17 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

18 支出の決算

当年度における支出の決算の状況は、別表支出決算表のとおりである。

別表

(事業取支)

収入支出決算表

昭和 60 年度

款項	当初額	予算			合計	決算額	予算残額
		第4条流用	第6条予備費	増減額計			
事業収入					388,084,761	388,696,625	△ 611,864
受交副財雜特					327,197,356	327,256,493	△ 59,137
料入	327,197,356	0	0	0	1,246,843	1,243,209	3,634
金収	0	0	0	0	2,087,600	2,488,799	△ 401,199
次務	0	0	0	0	5,804,932	6,780,449	△ 975,487
收	0	0	0	0	441,000	413,336	27,664
取	0	0	0	0	1,307,000	514,339	792,661
事業支出					328,483,761	322,602,544	5,886,217
内保					90,909,528	89,476,638	1,432,890
保放	90,476,918	0	0	0	432,610	432,610	0
收納	2,344,865	0	0	0	0	2,344,865	15,283
業費	35,284,784	0	0	0	0	35,234,784	137,154
費貸	1,246,575	0	0	0	0	35,097,630	46,571
費貸	1,577,406	0	0	0	5,600	1,252,175	1,588
費貸	3,809,761	0	0	0	0	1,205,604	0
研究	112,001,888	0	0	0	0	1,575,818	0
職手	32,751,357	0	0	0	0	3,804,620	5,141
当・厚生	8,776,612	0	0	0	0	111,794,597	207,291
理却	31,000,000	△	192,800	0	60,570	32,728,995	22,362
般債務	5,735,565	0	0	0	0	8,837,132	22,707
別備	1,083,000	0	0	0	0	30,807,200	1,659,109
支費	2,500,000	0	0	0	0	29,148,091	461,536
事業取支差金	9,506,000	0	0	0	0	5,735,565	25
						5,274,029	1,352,385
						1,874,610	1,874,610
						0	6,498,081

## (事業収支差金の内訳)

資 本 支 出	支 出 先 当	8,896,000	0	0	8,896,000	8,854,000	542,000
翌年度以降の財政安定のための繰越金		700,000	0	0	700,000	7,740,081	△ 7,040,081

## (資 本 収 支)

款	項	予 算 約			決 算 領	繰 越 領	予 算 残 額
		当 初 額	予算総額にに基づく 増減額 (2) 第5条第2項繰越 額	合 計 (1)+(2) (3)			
資 本 収 入							
	事 業 収 支 差 金 受 入 れ	63,161,000	3,805,688	66,966,688	61,229,616	3,290,125	2,440,947
	減 価 償 却 資 産 受 入 れ	8,896,000	0	8,896,000	8,384,000	0	542,000
	資 産 受 入 れ	31,000,000	0	31,000,000	29,148,091	0	1,851,909
	放 送 債 券 債 還 積 立 資 産 戻 入 れ	792,000	0	792,000	971,525	0	△ 179,525
	放 送 債 券 債 還 積 立 資 産 戻 入 れ	5,440,000	0	5,440,000	5,440,000	0	0
	送 債 券	6,000,000	0	6,000,000	6,000,000	0	0
	長 期 借 入 金	11,033,000	3,805,688	14,838,688	11,316,000	3,293,125	226,563
	資 本 支 出	63,161,000	3,805,688	66,966,688	61,176,085	3,293,125	2,494,478
	建 設 資	49,000,000	3,805,688	52,805,688	47,557,085	3,296,125	1,952,478
	出	90,000	0	90,000	90,000	0	0
	放 送 債 券 債 還 積 立 資 産 戻 入 れ	5,213,000	0	5,213,000	5,213,000	0	0
	放 送 債 券 債 還 金	5,440,000	0	5,440,000	5,440,000	0	0
	長 期 借 入 金 返 還 金	3,418,000	0	3,418,000	2,876,000	0	542,000
	資 本 収 支 差 金	0	0	0	53,531	0	53,531

前期繰越金 18,138,972千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は17,617,021千円である。)

当年度発生額 7,793,612千円(事業収支差金16,094,081千円から事業収支差金受入れ8,354,000千円を差し引いた翌年度以降の財政安定のための繰越金7,740,081千円と資本収支差金53,531千円との合計額)

後期繰越金 25,932,584千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は25,357,102千円である。)

昭和六十二年十一月二十日 衆議院会議録第一二一号

日本放送協会昭和六十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四六〇

## 日本旅送協会昭和六十一年度財産目録 貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

本件は、日本放送協会の昭和六十年度決算であつて、これに関する説明書とともに、放送法第四十一条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。なお、本牛には、「金庫の吉良口」とあるが、これは「金庫の吉良口」ということである。

1 いる。  
財産目録及び貸借対照表(昭和六十一年三月三十一日現在)  
資産総額 三、三九億七、七二三万九千円

对前年度增減(△)額

負債總額一、五一一億二、四三三萬九千圓

資本總額	一、八一八億五、二八一萬円	(前年度増減△)額	一〇九億一、九四三万三千円
------	---------------	-----------	---------------

損益計算書(昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十日まで)  
(対前年度増減(△)額 一六〇億九、四〇八万千円)

經常事業收入 三、四〇七億六、二五〇萬千円  
(村前半葉曾減△預 四六億四、八七七万九千円)

經常事業支出  
三、二五七億五〇〇三萬元  
(付可手支會費一項) 一二一、一六〇三三

當期事業收支差金  
一六〇億九、四〇八万千円  
(六〇年度増減)(△額) 一二億五二六〇万千円

なお、当期事業収支差金については、八三億五、四〇〇円を資本支出に充当し、残り七七

翌年度以降の財政安定のための財源としてその使用を繰り延べる。

件については、異議がないと議決した。

和六十三年十二月十四日

衆議院議長原健二郎殿

卷之三

般職の職員の給与等に関する法律及び國家事務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する。

する法律案を「二十四万六千円」に改め、同項第二号中「四千五百円」を「三千五百円」と訂正する。

に提出する。  
第十一條第一項第二号及び第四号中「満十  
月三十日」を「四万四千五百日」に改める。

和六十三年十一月二十二日  
内閣総理大臣 竹下 登

三項中「一万五千円」を「一万六千円」に、「一五円」を「一万五百四」に改める。

第十一條の七第二項第一号ロ中「八千五百円を二万五千円」を改める。

第二十二条第一項中「一万五千八百円」を「一万六千四百円」に改め。

一般職の職員の給与等に関する法律（昭和十五年法律第九十五号）の一部を次のように  
別表第一から別表第九までを次のように改める。

### 別表第一 行政職俸給表(第六条關係)

### 1 行政職俸給表(一)

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四六一

口 行政職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	88,900	123,600	139,500	157,500	182,000	207,500
2	91,600	128,800	145,500	163,700	188,300	214,200
3	94,400	134,100	151,500	169,800	194,500	220,900
4	97,200	139,500	157,500	175,900	200,800	228,200
5	99,800	145,000	163,600	182,000	207,000	235,600
6	102,900	150,300	169,700	188,100	213,300	243,200
7	106,300	155,600	175,500	193,700	219,400	250,800
8	109,900	160,800	181,200	199,000	224,900	258,400
9	113,800	165,900	187,000	204,300	230,300	266,100
10	118,400	170,900	192,400	209,600	235,700	273,600
11	123,600	175,800	197,400	214,600	241,100	281,200
12	128,800	180,500	202,400	219,500	246,500	288,500
13	134,000	185,100	207,200	224,400	251,800	295,800
14	139,100	189,500	212,000	229,300	257,000	302,200
15	144,000	193,700	216,700	234,100	262,100	308,500
16	148,600	197,500	221,300	239,000	267,100	314,700
17	152,900	201,300	226,000	243,300	271,900	320,900
18	157,100	204,900	230,800	247,300	276,400	326,400
19	160,900	208,500	235,100	250,800	280,600	331,600
20	163,800	211,100	239,200	254,200	284,600	336,100
21	166,700	213,300	242,400	257,300	288,500	340,600
22	169,600	215,600	245,200	260,400	292,100	345,000
23	172,400	217,700	247,600	263,400	294,800	348,400
24	175,000	219,800	250,000	266,200	297,300	
25	177,300	221,900	252,200	268,800	299,700	
26	179,500	224,000	254,500	271,400	302,100	
27	181,600	226,000	256,700	273,800		
28	183,700	228,200	258,900	276,000		
29	185,700	230,200	261,100			
30	187,600	232,100	263,300			
31	189,400		265,300			
32	191,200					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 倍	俸給月額						
1	113,000	172,800	206,400	242,300	271,500	305,900	349,100
2	117,200	180,600	215,100	251,500	282,800	318,000	363,700
3	121,600	188,500	223,800	260,800	294,100	330,100	378,300
4	127,400	196,800	232,600	270,300	305,400	342,200	393,000
5	134,000	205,100	241,400	279,800	316,900	354,400	407,600
6	141,400	213,300	250,200	289,300	323,400	366,600	422,200
7	148,700	221,500	259,200	298,800	339,900	378,800	436,800
8	156,000	229,700	268,300	308,300	351,400	391,100	451,300
9	163,400	237,600	277,300	317,800	362,700	403,200	465,500
10	170,700	245,400	286,400	327,300	373,800	414,800	479,500
11	178,000	253,300	295,500	336,800	384,400	424,600	490,300
12	185,000	261,100	304,600	346,300	394,900	433,900	497,200
13	192,000	268,800	313,600	355,200	404,000	441,700	508,900
14	197,800	276,300	322,500	364,000	411,100	448,900	510,200
15	203,500	283,400	330,900	371,200	418,000	453,500	515,000
16	209,200	290,000	338,200	377,900	422,700		
17	214,500	295,100	345,000	382,400	427,400		
18	219,900	299,100	349,200	386,600	431,700		
19	224,800	302,900	353,200	390,700			
20	229,600	306,100	357,200	394,800			
21	234,300	309,300	361,200	398,600			
22	238,700	312,000	365,200				
23	242,800	314,700	369,200				
24	245,700	317,300	372,800				
25	248,300						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 倍	俸給月額										
1	109,900	137,200	162,100	195,900	213,200	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,600	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	123,600	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	128,900	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	134,000	169,300	198,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	388,700	422,200
7	138,200	173,800	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	398,400	436,800
8	141,100	177,600	211,600	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	143,700	181,300	217,100	262,600	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	146,300	184,900	222,500	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	148,300	188,500	227,600	278,100	295,800	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	150,300	191,700	232,700	285,500	302,000	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	152,200	194,900	237,100	291,100	308,000	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	153,800	198,000	241,000	295,700	314,000	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15		200,100	244,600	300,000	318,400	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16			248,000	304,300	324,700	367,300	383,800	408,100	433,500		
17			250,200	307,600	329,400	373,400	388,800	412,500	438,000		
18				310,900	333,800	378,700	393,900	416,700	442,100		
19				313,700	337,100	382,900	398,000	420,900			
20				316,500	340,600	387,000	402,000	425,000			
21				319,000	343,400	390,900	406,000	428,800			
22				321,500		394,800	409,700				
23				323,900		398,600					
24						402,200					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級 号	1 級 俸	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
昭和六十三年十二月二十日	1	114,600	124,100	140,100	180,100	213,800	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
衆議院会議録第二十二号	2	119,100	128,900	147,900	188,200	222,400	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書	3	123,900	133,700	155,900	196,600	231,000	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
四六三	4	128,700	139,800	163,900	205,100	239,500	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
	5	133,500	147,400	172,000	213,700	248,000	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
	6	139,300	155,200	179,600	222,300	256,400	276,900	295,900	315,400	345,100	388,700	422,200
	7	146,600	162,800	187,000	230,800	264,800	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
	8	154,100	170,800	194,400	239,200	273,300	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
	9	161,400	177,400	202,000	247,600	281,500	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
	10	168,900	184,400	209,600	255,600	289,600	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
	11	175,800	191,500	217,000	263,500	297,700	323,800	343,100	364,100	398,100	431,200	490,300
	12	182,800	198,600	224,500	271,300	305,600	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
	13	189,800	205,900	231,900	278,900	313,400	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
	14	196,900	213,200	239,000	286,400	321,200	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
	15	203,900	220,500	246,200	293,900	329,000	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
	16	211,000	227,700	253,500	301,200	336,500	367,300	383,300	408,100	433,500		
	17	217,700	234,300	260,700	308,300	343,600	373,400	388,800	412,500	433,000		
	18	223,900	240,900	268,100	315,500	350,000	378,700	393,900	416,700	442,100		
	19	229,900	247,400	275,600	322,400	355,800	382,900	398,000	420,900			
	20	236,000	254,000	283,100	328,800	360,100	387,000	402,000	425,000			
	21	242,000	260,400	290,400	325,200	363,700	390,900	406,000	428,800			
	22	248,000	266,900	297,500	341,600	367,400	394,800	409,700				
	23	254,200	273,400	304,700	347,300	370,900	398,600					
	24	260,200	279,900	311,600	351,100	374,300	402,200					
	25	266,200	286,200	318,000	354,400	377,700						
	26	272,000	292,400	324,400	357,700	380,900						
	27	277,500	298,300	330,800	361,000							
	28	282,900	304,200	336,400	364,200							
	29	287,100	309,400	340,200	367,400							
	30	291,200	314,100	343,500	370,400							
	31	295,400	318,800	346,800								
	32	299,500	321,900	350,000								
	33	302,100	324,900	353,200								
	34		327,900	356,300								
	35		330,900	359,200								
	36		333,600									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 備	俸給月額										
1	109,900	137,200	162,100	195,900	213,200	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,800	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	124,200	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	129,800	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	135,500	170,100	199,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	140,400	175,600	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	145,100	180,900	212,100	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	149,400	186,000	218,300	262,600	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	153,400	190,800	224,300	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	157,400	195,600	230,100	278,100	296,400	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	161,500	200,400	235,500	285,500	303,200	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	165,600	205,200	240,900	292,000	310,000	324,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	169,400	210,000	246,300	297,500	316,500	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15	173,300	214,300	251,700	302,700	321,900	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16	176,900	218,400	256,300	307,600	327,400	367,300	383,300	408,100	438,500		
17	180,300	222,000	260,900	311,400	332,200	373,400	388,800	412,500	438,000		
18	188,300	225,600	265,100	314,700	336,100	378,700	393,900	416,700	442,100		
19	186,200	227,700	268,600	317,600	340,100	382,900	398,000	420,900			
20	189,000		271,100	320,300	343,700	387,000	402,000	425,000			
21	191,000		278,600	322,900	346,800	390,900	406,000	428,800			
22			276,100	325,500	349,600	394,800	409,700				
23			278,600	328,000		398,600					
24			281,000	330,400		402,200					
25			283,400								
26			285,600								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四六四

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 備	俸給月額						
1	117,000	151,400	195,000	235,100	266,400	299,500	375,000
2	122,600	159,100	204,200	245,500	277,000	311,800	387,700
3	129,500	167,600	213,700	255,900	287,500	324,100	400,300
4	136,400	176,100	223,200	266,300	297,900	336,400	412,600
5	143,400	184,500	232,700	276,500	308,100	348,500	424,800
6	150,600	192,500	241,900	286,500	318,200	360,300	436,800
7	157,200	199,700	250,800	296,400	328,000	372,000	448,800
8	163,900	206,800	259,400	305,700	337,700	388,600	459,500
9	170,500	214,000	267,500	314,600	347,000	395,000	469,500
10	176,500	220,900	275,300	323,100	356,200	405,500	477,800
11	180,900	227,200	283,000	331,500	365,400	415,700	485,800
12	185,000	232,800	290,300	339,900	374,200	425,800	493,500
13	188,900	238,500	297,600	348,100	382,500	435,000	500,100
14	192,800	244,100	304,700	356,300	390,800	443,100	506,000
15	196,100	249,200	311,800	363,800	397,700	450,500	510,600
16	199,300	253,900	318,800	371,000	403,600	457,400	
17	202,500	258,700	325,400	378,200	409,200	463,700	
18	205,800	262,000	331,600	383,500	414,300	468,300	
19	207,900		335,300	387,800	419,400	472,800	
20			339,100	392,100	424,100	477,100	
21			342,800	396,300	428,300	481,200	
22			346,400	400,300	432,200		
23			349,800	404,200			
24			353,200	408,100			
25				411,800			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十三年十一月二十日

衆議院会議録第二十二号

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の

## 口 海事職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	101,300	124,400	153,100	179,600	209,200	238,500
2	103,900	129,500	159,300	186,800	216,600	245,900
3	106,800	135,200	165,700	194,100	224,100	253,300
4	110,500	141,200	172,400	201,600	231,100	260,600
5	114,700	146,800	179,500	209,000	237,600	268,200
6	119,100	152,700	186,700	216,300	243,800	276,000
7	124,100	158,600	194,000	223,300	249,900	283,800
8	129,200	164,400	201,400	229,400	255,700	291,600
9	134,400	170,500	208,700	235,300	261,500	299,400
10	140,400	176,700	215,900	241,100	267,200	307,200
11	146,000	182,900	222,700	246,800	272,900	315,000
12	151,700	189,000	228,500	252,100	278,700	322,800
13	157,500	194,700	234,200	257,200	284,400	330,600
14	163,000	200,300	239,900	262,200	290,000	337,800
15	168,200	205,900	245,200	267,000	295,500	344,300
16	173,300	211,300	250,300	271,500	300,700	350,800
17	178,200	216,500	254,900	275,600	305,300	357,000
18	183,100	221,400	259,600	279,500	309,600	362,700
19	187,800	226,200	264,000	283,300	312,900	368,300
20	191,900	230,500	267,900	286,700	316,200	373,400
21	194,900	234,100	271,200	289,900	319,400	378,100
22	197,700	237,400	274,200	292,900	322,600	382,800
23	199,700	240,300	277,100	295,600	325,700	386,500
24		242,900	279,600	298,200	328,800	
25		245,300	282,000	300,800	331,700	
26		247,600	284,400	303,300	334,600	
27		249,900	286,800			
28		252,000	289,200			
29			291,500			
30			293,700			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受ける者を除く。人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)  
イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	116,600	143,200	195,900	228,200	292,500
2	121,700	151,800	204,700	238,300	303,400
3	127,100	160,300	213,700	248,500	314,500
4	133,900	169,100	222,900	258,700	325,600
5	140,800	178,000	232,200	269,000	336,700
6	148,100	187,000	241,600	279,300	348,000
7	155,500	195,800	251,100	289,600	359,300
8	163,300	204,600	260,500	299,700	370,600
9	171,600	213,500	269,900	309,900	381,800
10	179,900	222,300	279,300	319,900	393,000
11	188,200	231,000	288,300	329,400	404,200
12	196,100	239,500	297,200	338,100	415,400
13	203,400	247,900	306,000	346,600	426,600
14	210,500	256,200	314,800	355,000	437,900
15	217,000	262,500	323,400	363,100	449,200
16	223,500	269,000	331,600	371,200	460,200
17	229,600	275,300	339,700	379,000	469,900
18	235,600	281,600	347,500	386,900	479,600
19	241,500	287,700	355,300	394,400	489,100
20	247,100	293,800	363,100	401,300	498,000
21	252,600	299,800	370,500	408,200	506,100
22	258,000	305,700	377,900	414,900	512,300
23	263,100	311,300	384,500	420,900	517,500
24	268,100	316,900	390,600	426,900	522,300
25	272,000	322,500	394,900	432,200	
26	275,900	327,100	398,400	436,000	
27	279,600	330,900	401,900	439,800	
28	283,100	334,300	405,400	443,300	
29	285,700	337,600	408,600		
30	288,300	340,900			
31	290,900	344,100			
32	293,400	347,300			
33	295,900	350,400			
34	298,300	353,400			
35	300,700				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 債	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	108,100	134,600	250,500	339,700
2	111,900	142,200	259,700	349,300
3	116,500	149,800	268,800	359,000
4	121,200	157,300	277,900	368,700
5	126,600	164,800	286,900	378,300
6	132,800	172,500	296,000	388,000
7	139,500	180,100	305,100	397,600
8	146,500	187,800	314,200	407,100
9	153,700	195,300	323,400	416,600
10	161,100	202,900	332,600	426,100
11	168,300	210,900	341,700	435,300
12	175,500	219,700	350,900	443,900
13	182,700	228,700	359,700	451,700
14	189,900	237,600	368,400	459,400
15	197,000	246,500	377,000	464,000
16	204,100	255,300	385,500	
17	211,100	264,100	394,000	
18	218,100	272,800	402,500	
19	225,000	281,500	411,000	
20	231,200	290,200	418,600	
21	237,300	298,800	425,900	
22	243,000	307,300	433,100	
23	248,700	315,900	440,100	
24	254,200	324,600	444,300	
25	259,600	332,500		
26	264,800	340,100		
27	269,900	347,600		
28	274,800	355,200		
29	279,500	362,600		
30	283,000	369,100		
31	286,500	375,300		
32	289,900	380,600		
33	293,000	385,300		
34	295,500	389,900		
35	297,900	394,500		
36	300,200	397,500		
37	302,600			
38	304,900			
39	307,100			
40	309,300			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## ハ 教育職俸給表(三)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	108,100	116,500	213,800	336,000
2	111,900	122,300	223,000	344,600
3	116,500	128,300	232,200	353,300
4	121,200	134,600	241,400	361,800
5	126,600	142,200	250,500	370,400
6	132,800	149,800	259,700	378,900
7	139,500	157,300	268,800	387,500
8	146,500	164,800	277,900	395,800
9	153,600	172,500	286,900	403,300
10	160,900	180,100	295,900	410,800
11	167,800	187,800	304,800	417,500
12	174,700	195,300	313,000	424,300
13	181,300	202,900	321,200	429,800
14	187,900	210,900	329,300	435,100
15	194,200	219,700	337,400	439,200
16	200,400	228,700	345,300	
17	206,500	237,600	353,100	
18	212,400	246,500	361,000	
19	218,200	255,300	368,800	
20	223,700	264,100	376,400	
21	228,900	272,800	383,500	
22	233,900	281,400	390,000	
23	238,600	290,000	395,900	
24	243,000	298,500	400,900	
25	246,600	306,300	405,000	
26	250,100	313,900	408,300	
27	253,200	321,400	411,600	
28	255,900	328,600	414,600	
29	258,500	335,400		
30	260,800	341,900		
31	263,100	348,200		
32	265,400	354,300		
33	267,500	359,900		
34		365,400		
35		370,200		
36		374,400		
37		378,400		
38		382,400		
39		385,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	121,100	152,900	195,900	248,500	381,700
2	128,200	160,900	204,700	258,700	392,900
3	135,700	169,400	213,700	269,000	404,100
4	143,200	178,200	222,900	279,300	415,300
5	150,900	187,100	232,200	289,600	426,500
6	158,600	195,800	241,600	299,700	437,800
7	166,400	204,600	251,300	309,900	449,100
8	174,500	213,500	261,100	319,900	460,200
9	182,600	222,300	271,300	329,400	469,500
10	190,800	231,100	281,400	338,700	479,600
11	198,500	239,900	291,500	348,000	489,100
12	206,200	249,000	301,600	359,300	498,000
13	213,600	258,100	311,600	370,600	506,100
14	220,600	267,200	321,100	381,800	512,400
15	227,500	276,100	330,200	393,000	517,600
16	234,100	285,000	339,100	404,200	522,400
17	240,500	293,400	347,800	415,400	
18	246,700	301,500	356,400	426,600	
19	252,600	309,400	364,600	437,900	
20	258,300	317,400	372,500	447,700	
21	263,600	325,300	380,100	454,400	
22	268,900	333,100	387,800	460,800	
23	274,100	340,900	394,700	467,000	
24	278,800	348,500	401,500	473,300	
25	283,200	355,900	408,000	478,700	
26	287,500	363,100	413,400	488,500	
27	290,600	370,100	418,800	487,800	
28	298,800	376,800	422,700		
29	296,900	383,400	426,500		
30	300,000	389,000	430,000		
31	302,900	394,400			
32	305,800	399,700			
33		403,300			
34		406,900			
35		410,200			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第一二二号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	99,200	126,400	203,100	241,600	281,200
2	102,300	133,600	212,700	251,300	292,500
3	105,600	141,700	222,800	261,000	303,800
4	109,000	149,700	231,900	270,800	315,500
5	113,000	157,900	241,500	280,500	327,300
6	118,100	166,100	251,100	290,200	339,800
7	123,400	174,300	260,500	299,600	352,300
8	128,900	182,600	269,900	309,000	365,000
9	135,800	190,800	279,300	318,100	377,600
10	142,900	199,000	288,400	326,900	390,100
11	150,400	207,100	296,600	335,700	402,600
12	158,000	215,200	304,600	344,500	415,000
13	165,500	223,000	312,300	353,100	427,200
14	173,000	230,500	319,100	361,700	439,400
15	180,400	237,900	325,500	370,200	451,500
16	187,800	245,300	331,900	378,700	463,400
17	194,900	252,000	338,100	387,200	475,300
18	201,900	258,600	344,200	395,700	485,500
19	207,700	265,200	350,200	404,000	493,100
20	213,400	271,800	355,800	411,100	499,600
21	219,000	278,200	361,200	418,000	505,200
22	224,500	284,600	366,200	422,900	510,800
23	229,800	290,900	370,800	427,700	515,000
24	235,000	296,000	374,900	431,700	
25	239,900	300,900	378,600		
26	243,800	304,700	382,400		
27	247,500	308,200	385,900		
28	250,400	311,700			
29	253,300	315,200			
30	256,000	318,700			
31	258,700	321,900			
32	261,200				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

四六八

昭和六十三年十一月二十日

衆議院会議録第二十二号

一般職の職員の給与等に関する法律及び

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四六九

## 別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

## イ 医療職俸給表(一)

職務の級 号 備	1 級		2 級		3 級		4 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1	円	173,200	円	238,300	円	272,900	円	354,600
2		182,900		249,700		284,600		366,200
3		193,000		261,300		296,300		377,600
4		204,300		272,900		308,000		389,000
5		215,700		284,500		319,600		400,400
6		227,000		296,100		331,200		411,500
7		238,300		307,600		342,900		422,800
8		249,500		319,100		354,600		432,800
9		260,500		330,500		366,100		443,200
10		271,300		341,900		377,500		453,600
11		280,400		351,800		388,900		463,900
12		289,100		361,300		399,500		474,200
13		297,600		370,500		410,000		484,500
14		306,100		379,500		420,300		494,800
15		314,500		388,300		430,500		503,900
16		322,900		397,100		440,200		512,400
17		331,200		405,900		449,800		520,800
18		338,500		414,700		459,400		526,600
19		343,400		421,500		469,000		531,900
20		348,200		428,000		476,100		536,700
21		351,300		434,000		483,200		
22				438,300		488,000		
23				442,400		492,600		
24				446,400		497,200		
25				450,300		501,900		
26				454,000		506,200		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職俸給表(二)

職務の級 号 備	1 級		2 級		3 級		4 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1	円	102,300	円	125,200	円	158,700	円	181,300
2		105,700		130,700		166,100		189,100
3		109,400		137,500		173,600		197,000
4		114,000		144,200		181,200		205,000
5		118,600		151,000		188,900		213,100
6		123,700		157,800		196,700		221,200
7		129,200		164,600		204,600		229,500
8		135,700		171,300		212,500		237,700
9		142,300		178,300		220,500		245,700
10		148,200		185,100		228,500		253,700
11		153,500		191,800		236,200		261,600
12		158,700		197,700		243,700		269,300
13		163,700		203,600		251,000		277,000
14		168,200		209,400		258,400		284,300
15		172,600		215,000		265,500		291,600
16		176,800		220,400		272,500		297,500
17		180,900		225,500		279,000		303,000
18		185,000		230,300		285,300		308,400
19		188,100		235,000		290,000		312,400
20		191,000		239,400		294,100		316,300
21		193,800		242,800		297,900		319,800
22		196,000		245,500		300,900		323,300
23		198,000		248,000		303,600		326,400
24				250,300		306,300		329,300
25				252,700		308,900		332,100
26				254,900		311,500		
27						314,000		
28						316,400		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 四七〇

八 医療職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 倍	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	107,200	123,200	164,800	185,100	214,600	246,000
2	111,100	129,000	171,100	192,100	222,400	254,600
3	115,200	134,600	178,100	199,100	230,200	263,400
4	119,200	140,700	185,000	206,100	237,900	272,500
5	123,200	146,700	191,900	213,100	245,600	281,800
6	129,000	152,600	198,700	220,200	253,100	291,100
7	134,500	158,600	205,600	227,300	260,600	300,300
8	140,500	164,600	212,300	234,400	268,000	309,600
9	146,500	170,400	219,200	241,500	275,300	318,900
10	152,200	176,400	225,900	248,500	282,500	328,200
11	158,000	182,300	232,700	255,400	289,700	337,500
12	163,700	188,100	239,400	262,300	297,000	346,600
13	169,100	198,800	246,100	269,100	304,300	355,700
14	174,500	199,400	252,900	275,900	311,500	364,400
15	179,800	204,900	259,600	282,600	318,900	373,000
16	185,100	210,400	266,200	289,100	326,100	380,900
17	190,100	215,800	272,600	295,600	333,100	388,700
18	195,100	221,000	278,900	302,000	339,200	395,900
19	200,000	226,200	285,100	308,500	344,000	402,300
20	204,900	231,500	291,200	314,000	348,500	406,600
21	209,800	236,700	297,300	319,200	352,900	410,800
22	214,100	241,700	303,000	324,200	356,500	414,300
23	218,500	246,900	307,900	328,000	360,000	
24	222,400	252,000	312,400	331,700	362,700	
25	226,000	257,100	316,800	335,000		
26	229,400	262,100	320,100	338,000		
27	232,700	266,600	323,400	340,900		
28	235,800	270,700	326,100	343,500		
29	238,300	274,800	328,800			
30	240,800	277,400	331,500			
31	243,200	280,000	334,000			
32	245,500	282,500				
33	247,700	285,000				
34	249,900	287,400				
35		289,800				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則  
(施行期日等)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

「二万六千百円」を「一万六千五百円」に、「一万七千四百円」を「一万千円」に、「八千七百円」を「五千五百円」に改める。

甲 地	乙 地	丙 地	甲 地	乙 地	丙 地
六六、五〇〇円	五一、六〇〇円	三四、四〇〇円	四四、三〇〇円	八一、六〇〇円	五六、四〇〇円
三八、六〇〇円	二五、七〇〇円	一二、九〇〇円	二〇、三〇〇円	一一、二〇〇円	一〇、二〇〇円

に改め、同条第二項中  
を

第二条第一項の表中  
第三条 第二十二条第一項中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に改める。  
(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)  
第三条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改める。

号 倍	俸 給 月 額
1	479,000
2	529,000
3	589,000
4	652,000
5	702,000
6	755,000
7	820,000
8	885,000
9	948,000
10	1,009,000
11	1,069,000
12	1,091,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 第一条中給与法第十一條第二項第一号及び第四号の改正規定並びに第三条の規定 昭和六十四年四月一日

三 第二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 第一条の規定による改正後の給与法(以下「改正後の給与法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

3 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日から第一条の規定の施行日の前日までの間ににおいて、第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員

及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとされた場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調査を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三项の規定の適用については、職員が属している職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律(第三条の規定を除く。)の施行に関する必要な事項は人事院規則で定める。

一 議案の目的及び要旨

本案は、昭和六十三年八月四日付けの給与の改定に関する人事院勧告及び寒冷地手当の改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正

(1) 債給表の改定

全俸給表の全俸給月額を改め、二千三百円ないし二万六千円引き上げること。

(2) 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当について、医療職俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を、二十三万九千円から二十四万六千円に引き上げるとともに、医療職俸給表以外の俸給表の寒冷地手当に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額並びに初任給調整手当、扶

及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとされた場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調査を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三项の規定の適用については、職員が属している職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律(第三条の規定を除く。)の施行に関する必要な事項は人事院規則で定める。

一 養手当及び住居手当の額の改定等を行い、あわせて、北海道等に在勤する国家公務員に対して支給される寒冷地手当のうち基準額に加算する額の改定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2) 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万五千円から一万六千円に、配偶者がない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を一万円から一万五百円に引き上げること。

また、子、孫及び弟妹に係る扶養親族の要件を、満十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までとする。

(3) 住居手当について、家賃の月額が二万五百円を超えるときに支給される二分の一加算限度額を、月額八千五百円から一万五千五百円に引き上げること。

(4) 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額二万五千八百円から一万六千四百円に引き上げること。

また、この日額は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日からは、二万八千七百円とする。

以上のほか、俸給表の改定に伴う所要の切替措置等を定めることとしている。

2 國家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

(1) 國家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要

昭和六十三年十一月二十日 衆議院会議録第二十二号

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与に関する法律

四七一

支給地域分	世帯主で扶養親族のある職員		世帯主で扶養親族のない職員		その他の職員		他
	甲 地	乙 地	丙 地	丁 地	戊 地	己 地	
(現行一〇五、三〇〇円)	(現行一〇五、三〇〇円)	(現行八一、六〇〇円)	(現行五四、四〇〇円)	(現行二七、一一〇円)	(現行三五、一〇〇円)	(現行二七、一一〇円)	
六六、五〇〇円	五一、六〇〇円	三八、六〇〇円	二五、七〇〇円	二二、九〇〇円	一七、二〇〇円	一一、二〇〇円	
(現行一〇五、三〇〇円)	(現行八一、六〇〇円)	(現行六一、〇〇〇円)	(現行四〇、六〇〇円)	(現行二〇、三〇〇円)	(現行二〇、三〇〇円)	(現行二〇、三〇〇円)	

(二) 北海道以外の五級地、四級地に在勤する職員に支給される加算額の限度額を、次のように改めること。

世帯主で扶養親族のある職員	世帯主で扶養親族のない職員	その他の職員
一六、五〇〇円	一一、〇〇〇円	五、五〇〇円
(現行二六、一〇〇円)	(現行一七、四〇〇円)	(現行八、七〇〇円)

## 3 施行期日

(一) この法律のうち、給与法の給与額の改定に係る改正規定は、一部を除き、公布の日

から施行し、昭和六十三年四月一日から適用すること。

(二) この法律のうち、扶養手当の扶養親族の要件及び寒冷地手当法に係る改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

本案は、昭和六十三年八月四日付けの給与の改定に関する人事院勧告及び寒冷地手当の改定に関する人事院勧告の趣旨にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約七百八十億円である。

右報告する。

昭和六十三年十一月二十日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

人事院は、寒冷積雪地における公務員の生活実態に配慮し、今後における燃料価格の動向に対応して、必要に応じ寒冷地手当加算額の適切な改善を行ふべきである。

寒冷地手当制度の趣旨にかんがみ、政府並びに人事院は、寒冷積雪地における公務員の生活実態に配慮し、今後における燃料価格の動向に対応して、必要に応じ寒冷地手当加算額の適切な改善を行ふべきである。

第九条中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。

第三条第一項中「百六万五千円」を「百九万五千円」に改め、同条第三項中「百三十万七千円」を「百三十三万八千円」に、「六十八万五千円」を「七十万二千円」に改める。

第四条第二項中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に、「四万五千九百円」を「四万七千円」に改める。

別表第一の俸給月額の欄中「一、七九」「〇〇〇円」を「一、八三五、〇〇〇円」に、「一、三〇七、〇〇〇円」を「一、三三八、〇〇〇円」に、「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二七九、〇〇〇円」と「一、〇六九、〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇〇円」に、「九二六、〇〇〇円」を「九四八、〇〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二七九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に改める。

別表第四の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に改める。

別表第五の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に改める。

別表第六の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に改める。

別表第七の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に改める。

別表第八の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に改める。

別表第九の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に改める。

別表第十の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に改める。

別表第十一の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に改める。

別表第十二の俸給月額の欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に改める。

円」を「三五五、九〇〇円」に、「三一一、七〇〇円」を「三一九、二〇〇円」に、「二七八、八〇〇円」を「二八五、五〇〇円」に、「二四八、八〇〇円」を「二五四、八〇〇円」に、「二二四、七〇〇円」を「二三〇、一〇〇円」に、「二〇六、一〇〇円」を「一一一、〇〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に、「四万七千円」を「五万千百円」に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

第三条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百五万五千円」を「百八万千円」に改める。

(国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律(第二条の規定を除く。次項において同じ。)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(以下「給与法」という。)及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(以下「昭和六十二年法律第六十五号」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

3

この法律による改正後の給与法又は昭和六十二年法律第六十五号の規定を適用する場合においては、この法律による改正前のこれらの法律に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

#### 理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議案の目的及び要旨  
本案は、特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に併せてその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

出に關する報告書

1 議案の目的及び要旨  
本案は、特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に併せてその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

2 大使及び公使の俸給月額について、國務大臣と同額の俸給を受ける大使は百三十万七千円から百三十三万八千円に、大使五号俸は百二十四万九千円から百二十七万九千円に、大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百五万五千円ないし六十八万五千円から百八万千円ないし七十万二千円にそれが引き上げること。

3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、四十二万九千円(八号俸)ないし二十万六千円(一号俸)から四十二万八千六百円(八号俸)ないし二十一万九千円(一号俸)にそれが引き上げること。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を、日額四万五千九百円から四万七千円に引き上げること。

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を、日額二万五千八百円から二万六千四百円に引き上げること。

また、この日額は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日からは、五万五千円とする。

6 國際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を、百五万五千円から百八万千円に引き上げること。

7 この法律は、一部を除き、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用すること。

#### 内閣官房副長官等

百八万千円(百五万五千円)

#### 国家公安委員会委員等

百六万九千円(百四万三千円)

#### 公害等調整委員会の常勤の委員等

九十四万八千円(九十二万六千円)

#### 大使及び公使の俸給月額について、國務大臣

と同額の俸給を受ける大使は百三十万七千円から百三十三万八千円に、大使五号俸は百二十四万九千円から百二十七万九千円に、大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百五万五千円ないし六十八万五千円から百八万千円ないし七十万二千円にそれが引き上げること。

#### 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

#### 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約一億円である。

#### 右報告する。

昭和六十三年十二月二十日

衆議院議長 原 健二郎殿

内閣委員長 竹中 修一

内閣総理大臣 竹下 登

#### 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。  
昭和六十三年十一月二十二日

内閣総理大臣 竹下 登

#### 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「六万八千五百円」を「七万

千三百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 參事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職 俸 給 月 額
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		俸 給 月 額
1	188,900	266,000	298,700	336,600	384,100	1	479,000
2	197,600	276,200	311,100	349,900	400,100	2	529,000
3	206,400	286,400	323,500	363,200	416,200	3	589,000
4	215,400	296,700	336,000	376,500	432,400	4	652,000
5	226,000	307,400	348,700	389,900	448,500	5	702,000
6	235,600	318,000	361,400	403,300	464,600	6	755,000
7	245,200	328,600	374,000	416,800	480,600	7	820,000
8	254,900	339,100	386,600	430,300	496,500	8	885,000
9	264,700	349,600	399,000	443,600	512,100	9	948,000
10	274,500	360,100	411,300	456,400	527,500	10	1,009,000
11	284,500	370,600	422,900	467,100	539,400	11	1,069,000
12	294,500	381,000	434,500	477,400	547,000		
13	304,500	390,800	444,500	486,000	554,400		
14	314,700	400,500	452,800	493,900	561,300		
15	324,800	408,400	459,900	498,900	566,600		
16	334,900	415,800	465,100				
17	344,900	420,700	470,100				
18	354,700	425,300	475,100				
19	363,900	429,900					
20	372,100	434,300					
21	379,600	438,700					
22	386,100						
23	391,800						
24	396,900						
25	401,100						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号 防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級 陸上 海軍 空軍 將 將 補 補 將 將 補 補	陸上 将補 海軍 将補 空軍 将補			1 等陸佐	2 等陸佐	3 等陸佐	1 等海佐	2 等海佐	3 等海佐	1 等空佐	2 等空佐	3 等空佐	陸上 将補 海軍 将補 空軍 将補	1 等陸曹	2 等陸曹	3 等陸曹	1 等海曹	2 等海曹	3 等海曹	1 等空曹	2 等空曹	3 等空曹	陸上 将補 海軍 将補 空軍 将補	1 等陸士	2 等陸士	3 等陸士	1 等海士	2 等海士	3 等海士	1 等空士	2 等空士	3 等空士	
	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (三)	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (三)	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (三)	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (三)	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (三)	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (三)	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (三)	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (三)	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (三)						
1 陸上將	479,000	479,000	418,400	378,400	363,700	314,100	282,100	261,100	220,100	192,600	182,300	173,500	167,400	167,100	149,600	141,700	131,100	125,800	131,100	115,800	110,800	110,800	110,800	110,800	110,800	110,800	110,800	110,800	110,800	110,800			
2 海軍將	529,000	529,000	432,100	391,700	376,900	324,900	292,700	270,800	229,600	201,200	187,000	182,400	176,300	176,000	158,300	149,200	136,400	131,100	136,400	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	
3 空軍將	569,000	569,000	446,900	405,000	390,100	337,600	303,400	280,600	239,300	210,000	191,500	191,400	186,300	185,000	167,100	157,700	141,700	140,800	140,800	140,800	140,800	140,800	140,800	140,800	140,800	140,800	140,800	140,800	140,800	140,800	140,800	140,800	
4 陸上將補	682,000	682,000	462,200	418,400	403,200	360,500	314,100	281,100	248,900	200,900	193,400	193,400	186,300	185,000	176,000	176,000	166,300	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900	165,900
5 海軍將補	702,000	702,000	478,700	431,800	416,000	383,700	324,900	301,700	258,500	227,800	208,300	208,200	202,100	201,700	186,000	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600	174,600		
6 空軍將補	755,000	755,000	493,600	445,700	428,400	376,900	335,700	312,400	268,000	236,900	216,600	216,500	210,400	210,400	193,400	182,800	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	163,400	
7 陸上空軍將補	820,000	820,000	508,200	461,000	440,500	390,100	346,600	323,100	277,500	245,900	225,000	224,800	218,700	218,700	191,000	181,700	170,700	170,700	170,700	170,700	170,700	170,700	170,700	170,700	170,700	170,700	170,700	170,700	170,700	170,700	170,700		
8 海軍空軍將補	885,000	885,000	522,300	477,500	452,600	403,200	357,500	323,600	287,000	254,900	233,400	233,100	227,000	227,000	201,700	198,800	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000		
9 空軍空軍將補	948,000	948,000	482,400	462,600	436,800	394,200	354,400	326,200	296,200	272,500	250,000	249,600	243,500	243,500	226,600	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400	214,400		
10 陸上空軍空軍將補	1,069,000	1,069,000	519,400	487,000	440,300	390,300	364,700	314,300	281,200	258,200	257,700	251,600	251,100	251,100	234,800	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200	222,200		
11 陸上空軍空軍空軍將補	562,900	562,900	531,800	497,600	462,000	401,400	375,000	328,100	289,900	266,200	265,500	259,400	259,400	242,900	242,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900		
12 陸上空軍空軍空軍空軍將補	571,500	571,500	531,800	497,600	462,000	401,400	375,000	328,100	289,900	266,200	265,500	259,400	259,400	242,900	242,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900	229,900		
13 陸上空軍空軍空軍空軍空軍將補	580,000	580,000	537,800	514,800	470,100	423,500	395,600	340,700	307,100	282,200	281,100	275,000	275,000	274,500	274,500	258,400	258,400	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	
14 陸上空軍空軍空軍空軍空軍空軍將補	520,100	520,100	477,700	434,000	405,900	349,400	315,600	301,700	290,200	289,300	289,300	289,300	289,300	289,300	289,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	288,300	
15 陸上空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍將補	525,400	525,400	483,200	444,200	413,200	358,000	324,100	298,400	297,200	291,100	290,200	273,400	273,400	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500			
16 陸上空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍將補	530,600	530,600	483,700	452,100	420,100	366,600	332,500	306,600	305,400	299,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300	298,300			
17 陸上空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍將補	494,100	494,100	459,700	426,100	374,700	340,900	314,800	313,600	307,500	306,400	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100	288,100				
18 陸上空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍將補	499,300	499,300	465,200	431,500	382,600	349,100	322,800	321,600	315,400	314,300	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200				
19 陸上空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍將補	504,500	504,500	470,700	436,900	389,700	357,300	330,700	329,500	323,300	322,200	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300				
20 陸上空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍將補	509,500	509,500	476,100	442,200	402,100	372,400	346,200	345,000	338,700	337,400	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300	315,300				
21 陸上空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍將補	481,300	481,300	447,500	401,500	379,500	353,300	326,200	321,100	345,800	345,800	344,500	344,500	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200	322,200				
22 陸上空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍將補	486,500	486,500	452,800	406,800	384,400	363,100	341,700	335,900	330,900	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600					
23 陸上空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍將補	491,500	491,500	457,900	411,300	389,300	368,000	348,900	335,900	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600	326,600				
24 陸上空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍空軍將補	496,500	496,500	462,900	416,600	391,300	367,500	346,900	336,300	326,600	3																							

## 附 則

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)  
2 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛

府職員給与法(以下「法」という。)別表第二の陸將補、海將補及び空將補の(一欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一欄、(二欄又は(三欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に對応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)  
3 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める期間)を新俸給月額

を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)  
4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給

月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)  
5 切替日からこの法律の施行日の前日までの間において改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三

年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める期間は、総理府令で定める。

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)  
7 附則第二項から前項までの規定の適用について、職員が属していた職務の級又は階級及び居手当及び医師等に対する初任給調整手当等について、一般職の職員の給与等に関する法律

に基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内扱)  
8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内扱とみなす。

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令(政令への委任)で定める。

の規定を適用し、又はその例による」としているので、同法の改正によつて同様の改定が行われることとなる。

二 議案の可決理由  
本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費は、約三百七十億円である。

右報告する。  
昭和六十三年十二月二十日  
衆議院議長 原 健三郎殿  
内閣委員長 竹中 修一

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一般職の國家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に關する報告書

本案は、一般職の職員の給与改定の例に準じて防衛庁職員の俸給月額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

一 議案の目的及び要旨  
本案は、一般職の職員の給与改定の例に準じて防衛庁職員の俸給月額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職の職員の例に準じて改定すること。

2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を、六万八千五百円から七万三千円に引き上げること。

3 この法律は、公布の日から施行し、昭和六

年四月一日から適用すること。

昭和六十三年十一月二十一日  
内閣総理大臣 竹下 登

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のよう改定する。  
第十五条中「百五万五千円」を「百八万千円」に、

「八十六万四千円」を「八十八万五千円」に改める。

その者が受けた俸給月額は、旧法及びこれについて、一般職の職員の給与等に関する法律別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

判事補												判事												区		分報酬月額	
最高裁判所長官						最高裁判所判事						東京高等裁判所長官						その他高等裁判所長官									
十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二号	一号	一、八三五〇〇〇円	一、三三八〇〇〇円	一、二七九〇〇〇円	一、一八五〇〇〇円		
一八四、三〇〇円	一九二、四〇〇円	一一〇、一〇〇円	一一四、七〇〇円	一三七、八〇〇円	二六六、五〇〇円	二四八、〇〇〇円	二四八、七〇〇円	三〇六、〇〇〇円	三五一、三〇〇円	三九四、二〇〇円	五二九、〇〇〇円	四七九、〇〇〇円	五六九、〇〇〇円	六五二、〇〇〇円	七八五、〇〇〇円	八八五、〇〇〇円	九四八、〇〇〇円	一〇六九、〇〇〇円	一、一八五〇〇〇円	一、二七九〇〇〇円	一、三三八〇〇〇円	一、八三五〇〇〇円					

附  
則

## 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律

(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



十四号	一八四、三〇〇円
十五号	一七一、七〇〇円

十六号	一六一、九〇〇円
-----	----------

## 附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

## 理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 検察官の俸給等に関する法律の一一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 1 検察官の俸給等に関する法律案の目的及び要旨  
本案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。  
① 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する國務大臣その他特別職の職員の俸給の増額においては、おおむね準じて、その他の検察官の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること。
- 2 俸給月額の改定は、昭和六十三年四月一日にさかのぼつて行うこと。

## 二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定しようとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、六億二千万円である。

右報告する。

昭和六十三年十一月二十日

法務委員長 戸沢 政方

衆議院議長 原 健三郎殿

## 理由

国会に置かれる機関の休日にに関する法律案  
右の議案を提出する。  
昭和六十三年十一月二十日  
提出者  
議院運営委員長 三塚 博

る。

第二条 国会に置かれる機関に対する申立てその他の行為の期限で法令で規定する期間をもつて定めるものが国会に置かれる機関の休日に当たるときは、国会に置かれる機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

## 附則

この法律は、行政機関の休日にに関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）の施行の日から施行する。

並びに各議院に置かれる事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関で両議院の議長が協議して定めるものをいう。

第一項の規定は、国会に置かれる機関の休日に当該各機関がその権限を行使し、又はその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

## (期限の特例)

- 1 国会に置かれる機関の休日にに関する法律案  
第一條 次の各号に掲げる日は、国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の執務は、原則として行わないものとする。  
① 曜日  
一日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日  
② 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七百七十八号）に規定する休日  
三十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の「国会に置かれる機関」とは、裁判官彈劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館

正 四 九 テ タ 量	正 テ タ 量	正 テ タ 量	正 テ タ 量
正 テ タ 量	正 テ タ 量	正 テ タ 量	正 テ タ 量
正 テ タ 量	正 テ タ 量	正 テ タ 量	正 テ タ 量
正 テ タ 量	正 テ タ 量	正 テ タ 量	正 テ タ 量
正 テ タ 量	正 テ タ 量	正 テ タ 量	正 テ タ 量

明治  
三十五年三月三十一日  
郵便物  
可日

昭和六十三年十二月二十日 衆議院会議録第二十二号

四八〇

## 発行所

〒 105

大

藏

電  
官  
報  
課  
省  
印  
刷  
局  
(ダイヤル)  
電話  
印  
刷  
局  
東京都港区虎ノ門二丁目一番四号

二  
三  
〇  
円  
部  
定  
価